

習志野市立鷺沼小学校移転建替え基本計画書

令和 6 年 3 月

習志野市教育委員会

目次

A－1 計画概要

1. 施設整備に関する基本概要	01
2. 敷地概要	02
3. 敷地法的条件	02
4. 地域防災計画	02
5. 敷地現況・整備予定図	03～04
6. 敷地現況写真	05
7. 関係法令（１）～（２）	06～07
8. 現況施設規模・施設構成	08
9. 現況施設写真（内部・外部）	9～10

A－2 基本方針・コンセプト

1. 基本理念	11
2. 整備方針（案）	12
3. 諸室関連図（案）	13

A－3 施設構成

1. 児童数増減に対する考え方	14
2. プール設置に関する考え方	15
3. 単位空間の考え方 ～普通教室～	16
4. 単位空間の考え方 ～多目的スペース～	17
5. 単位空間の考え方 ～屋内運動場（アリーナ）～	18
6. 施設規模一覧表（案）	19

A－4 建築計画

1. 敷地条件による配置計画の整理	20
2. 平面計画比較検討（案）	21
3. 断面計画比較検討（案）	22
4. 全体事業工程表（案）	23
5. 工事の安全・仮設計画（案）	23

S－1 構造計画

1. 構造計画における基本的事項	24
------------------	----

E－1 電気設備計画

1. 電気設備計画における基本的事項	25
2. インフラ計画図（電気設備）	26

M－1 機械設備計画

1. 機械設備計画における基本的事項	27
2. インフラ計画図（１）～（３）	28～30

A－1 計画概要

1. 施設整備に関する基本概要

1) 本計画の背景と目的

鷺沼小学校は、明治7年（1874年）に鷺沼学校として創立し、現在に至る長い歴史をもつ小学校である。

鷺沼小学校の学区内で土地区画整理事業が計画され、令和11年（2029年）度にまちびらきが予定されている。区画整理地内の人口増加に伴う児童数の増加が見込まれることから、学校施設の受け皿としての整備が急務となっている。

現在の校舎は昭和40年～54年（1965年～1979年）に建設され、令和5年（2023年）時点で築年数は58年～44年を経過している。校舎の一部には耐震補強を行い、安全性を確保しているが、建物の内外で老朽化が進んでいる。また、社会情勢に応じた新たな教育環境への対応が難しいことから、建替えの必要性のある小学校として位置付けられている。

2) 対象計画地

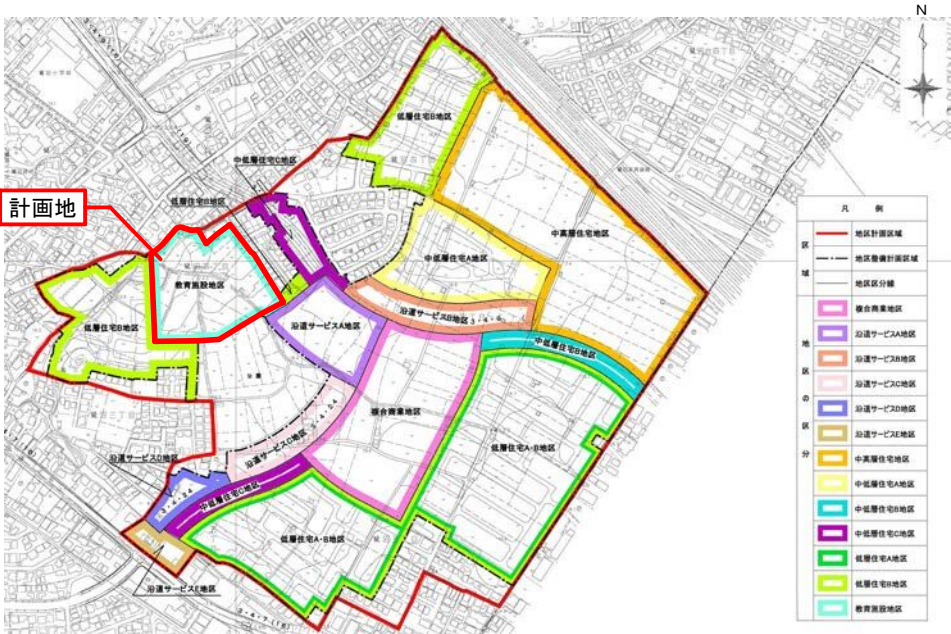
対象計画地は、鷺沼特定土地区画整理事業地内に位置し、現在の鷺沼小学校より約300m南東側に位置する。京成津田沼駅からは約1.1km、千葉市幕張本郷駅からは約900mの距離にあり、交通の利便性がよい地域である。

鷺沼小学校の通学区域は、習志野市のほぼ中央に位置し、千葉市と隣接している。学区内は戸建て住宅や低層マンション・アパートが中心となっているが、習志野市役所・習志野市消防本部、千葉県習志野警察署が設置されている。

対象計画地の周辺は現在戸建て住宅と農地となっているが、土地区画整理事業により南西側に低層住宅地区、南側に近隣公園、東側に沿道サービス地区（医療福祉系の店舗・事務所等を想定）が計画されている。

＜通学区域＞（※令和4年9月現在）

- ・鷺沼1丁目（1～12番・15～17番）、2丁目、3丁目（1～17番）、4丁目、5丁目（1～5番、7～17番）
- ・鷺沼台1丁目（1番14号を除く）、2丁目（1～18番・19番（30号～37号））、3丁目、4丁目



鷺沼特定土地区画整理事業地 地区計画図（案）

3) 鷺沼小学校の概要

＜学校教育目標＞

「自ら考え行動する、心豊かな人間性の育成」

＜目指す学校像＞

「誰一人取り残さない鷺沼小」

- （1）鷺沼小は児童一人一人を大切にします
- （2）鷺沼小は教師の指導力向上に努めます
- （3）鷺沼小は地域や保護者との連携を大切にします

＜目指す児童・生徒像＞

- ・考えぬく子…よく見、よく聞き、よく考え、自分で決め、実行する子
- ・前に踏み出す子…自分で計画したことや決めたことを、周りのことも考えて、進んで実行する子
- ・ねばり強い子…目標に向かって、最後まであきらめずにやり通す子
- ・やさしい子…相手の気持ちを考えて、お互いに協力し合う子

＜目指す教師像＞

- ・児童一人一人に安心できる居場所をつくり、互いを思いやり尊重し合う学級をつくる担任の先生
- ・児童一人一人の「わかった」「なるほど」を引き出す先生
- ・チームで考え、力を合わせて学校と子どもたちのために行動する先生
- ・気高い品格と倫理観をもち。自らを厳しく律する先生

＜学校経営の重点目標＞

- （1）安心・安全な学校づくり
- （2）研究・研修の充実による磨き合う教職員集団
- （3）誰一人取り残さない学校づくり

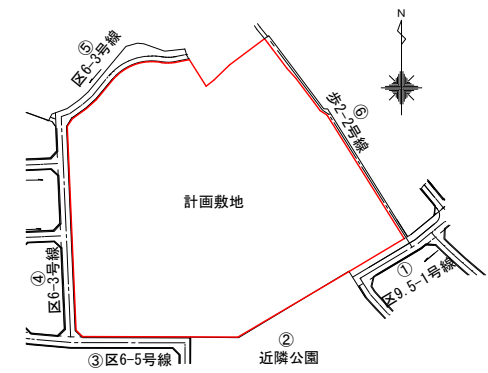
＜鷺沼小学校学級・児童数推計＞※令和5年5月現在、土地区画整理事業による児童数増加は含まず

年度（令和）	6	7	8	9	10	11
普通教室数	23	23	22	22	22	22
特別支援学級数	4	4	3	3	3	3
児童数	709	683	671	682	678	674

A－1 計画概要

2. 敷地概要

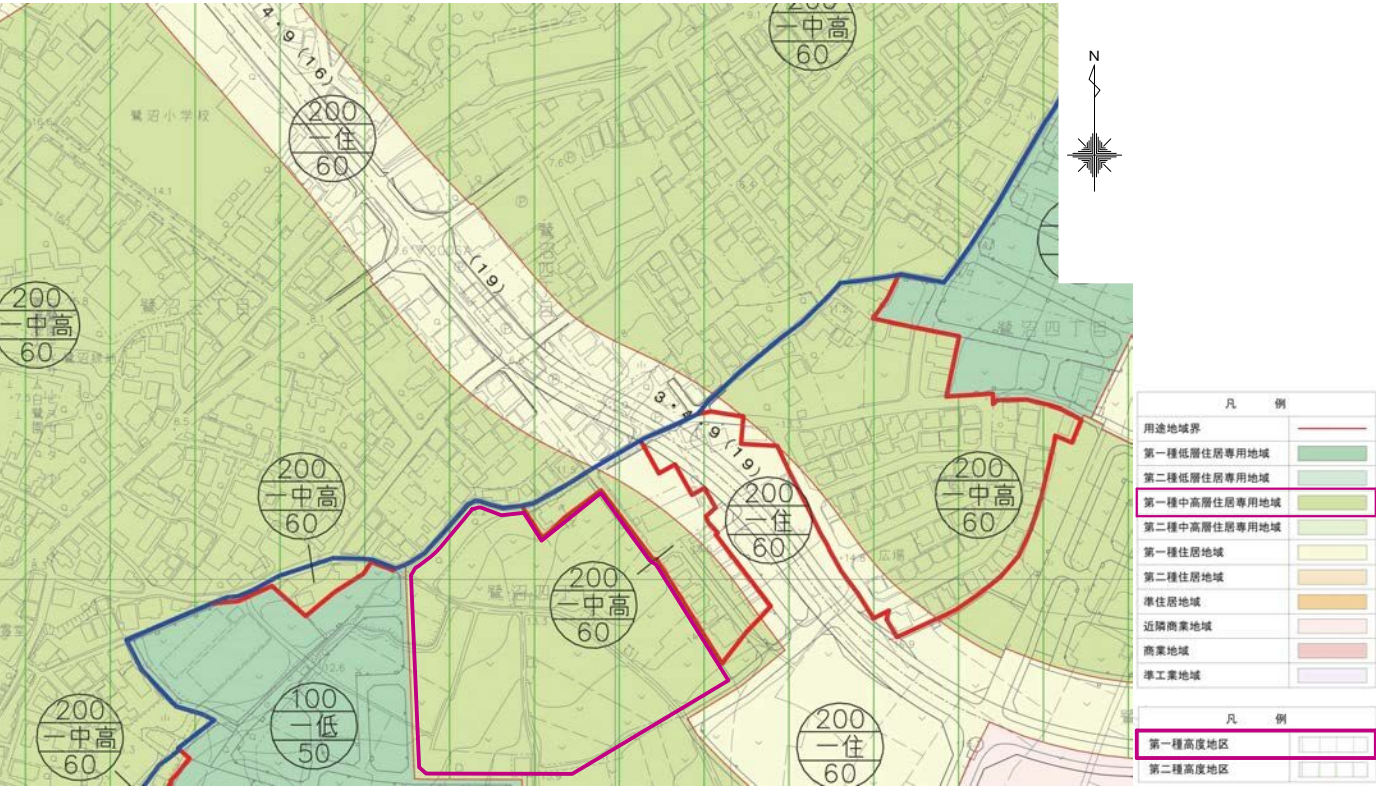
所在地：習志野市鷺沼特定土地区画整理事業地内
敷地面積：約20,000㎡
接道（予定）：①南東側 区9.5－1号線 幅員9.5m
：②南側 隣地（近隣公園）
：③南西側 区6－5号線 幅員6.0m
：④西側 区6－3号線 幅員6.0m
：⑤北側 区6－3号線 幅員6.0m
：⑥歩行者専用道路（歩2－2号線）
幅員約2.0m
接道における道路指定（法42条1項1号または4号）は、今後の協議による。



3. 敷地法的条件（都市計画決定前の情報のため、今後変更となる可能性有）

用途地域：第一種中高層住居専用地域
防火地域：指定なし
高度地区：第一種高度地区
斜線制限：道路斜線 勾配1.25 適用距離20m
：隣地斜線 20m+勾配1.25
：北側斜線 10m+勾配1.25
その他地区等：建築基準法22条指定区域
容積率：200％
建ぺい率：60％
日影規制：GL+4m 3時間－2時間

【都市計画図】



4. 地域防災計画

計画敷地は海拔約17.2mに位置し、市の防災ハザードマップより水害・液状化・がけ崩れ等の被災のおそれが低い地域である。

- 市の防災計画において、現在の鷺沼小学校は以下に割り当てられている。
- ・一時避難場所（グラウンド等）：地震、火災、津波、液状化被害
 - ・指定避難場所（屋内運動場）：地震、水害、土砂災害
 - ・防災倉庫設置場所
 - ・防災行政無線設置場所

※一時避難場所：地域において災害が発生する場合、または発生した場合に延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所（屋外）

※指定避難場所：倒壊や火災により家屋を消失し住居を失った者または居住が困難になった者のうち、引き続き避難を必要とする者を一定期間収容し、保護するための施設（屋内）

【計画敷地周辺における防災ハザードマップ】



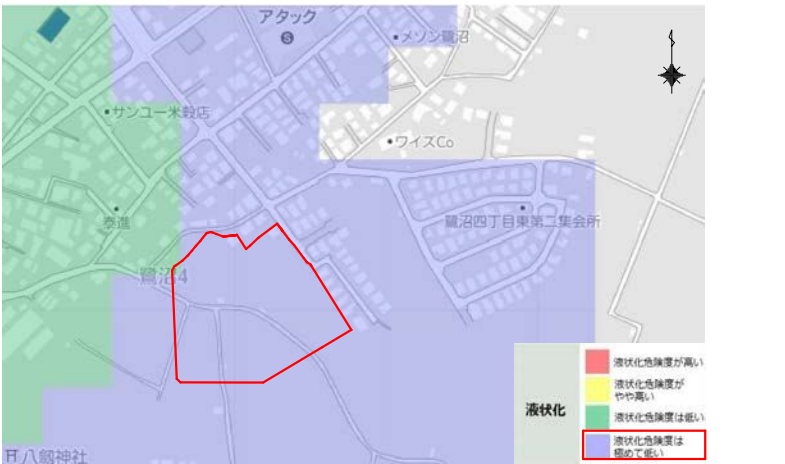
震度分布ハザードマップ



内水氾濫ハザードマップ



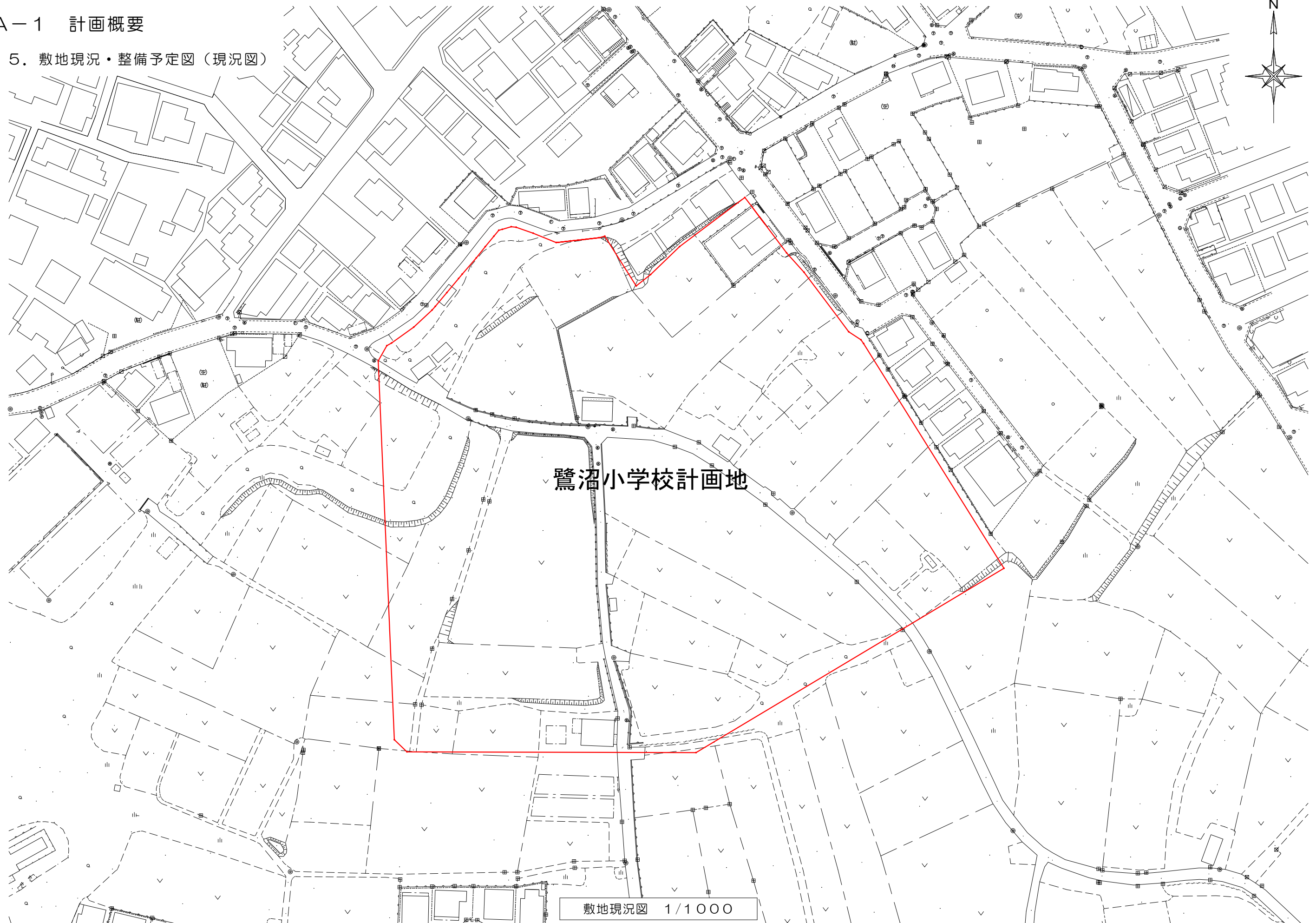
土砂災害ハザードマップ



液状化ハザードマップ

A-1 計画概要

5. 敷地現況・整備予定図（現況図）



A-1 計画概要

5. 敷地現況・整備予定図（整備予定図）



A-1 計画概要

6. 敷地現況写真

③



④



⑤



⑥



①



②



⑦



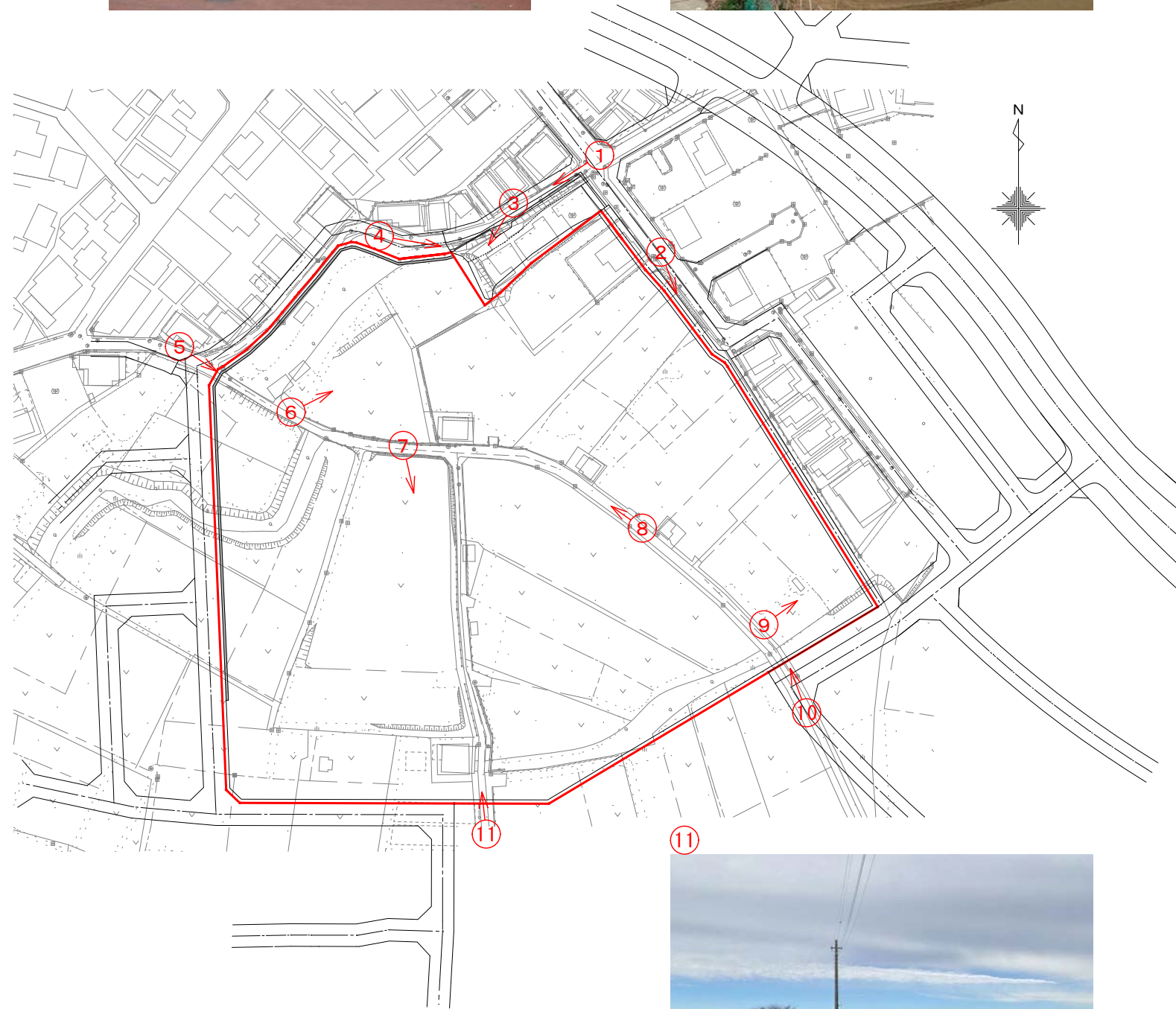
⑧



⑨



⑩



A－1 計画概要

7. 関係法令（1）

■ 建築基準法・同施行令

<居室の採光・換気>

- ・採光：居室床面積×1/5以上（照明設備200ルクス以上で緩和基準有）
- ・換気：居室床面積×1/20以上（機械換気設備の設置で代替可能）

<天井の高さ>

- ・居室の天井高さ：2. 1m以上

<階段>

- ・階段及び踊り場の幅：140cm以上
- ・蹴上げ：16cm以下、踏面：26cm以上
- ・階高3m以内ごとに踊り場を設置
- ・直通階段の設置距離：50m以下（緩和基準により60m以下）

<廊下>

- ・両側居室：2. 3m以上
- ・片側居室：1. 8m以上

<敷地内通路>

- ・1. 5m以上

<防火区画>

- ・面積区画：1,500㎡毎
- ・縦穴区画：階段、エレベーター、小荷物昇降機部分

<防火上主要な間仕切壁>

- ・教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路（廊下、階段等）を区画する壁：耐火建築物の場合1時間耐火

<内装制限>

- ・学校用途は原則制限無し
- ・火気使用室、採光上・排煙上無窓居室は廊下・階段を含め準不燃材料とする

<非常用進入口>

- ・3階以上に非常用進入口に代わる窓（代替進入口）を設置

<排煙設備>

- ・学校用途は原則不要（建物の一部が児童福祉施設に該当する場合は設置）

<非常用照明>

- ・学校用途は原則不要（建物の一部が児童福祉施設に該当する場合は設置）

<避雷設備>

- ・建物の高さが20mを超える場合に必要

■ 千葉県建築基準法施行条例

<4階以上に設ける教室等の禁止>

小学校の教室その他児童を収容する室を4階以上に設ける場合、以下に適合した上で認定申請により総合的に判断される。

- ・4階以上に設ける室の用途は特別教室または高学年児童の使用する一般教室とする。
- ・その棟の居室の壁・天井仕上を難燃材料、廊下・階段・通路等の壁・天井仕上を準不燃材料とする。
- ・4階以上の階において、教室から階段までの距離が30m以内となるように直通階段を設置し端部に設ける直通階段は原則として屋外避難階段とする
- ・避難上有効なバルコニーを設置し、児童の転落防止に十分な配慮をしたものとする。
- ・消防用設備及び連結送水管を設置する。
- ・カーテンは防災性能を有するものとする。

■ 消防法・同施行令

<用途区分>

- ・別表第一（7）項 小学校

<消火器>

- ・歩行距離20m以内に設置

<屋内消火栓>

- ・耐火建築物の場合、延べ面積2,100㎡以上で必要

<自動火災報知設備>

- ・延べ面積500㎡以上で必要

<消防機関へ通報する火災報知設備>

- ・延べ面積1,000㎡以上で必要（固定電話にて代替可能）

<非常警報設備>

- ・必要
収容人員800人以上：放送設備を設置
収容人員800人未満：非常ベル、自動式サイレンまたは放送設備のうちいずれかを設置）

<避難器具>

- ・3階以上に設置
収容人員200人毎に1ヶ所（階段設置条件により緩和あり）

<誘導灯（誘導標識）>

- ・地階、無窓階及び11階以上の部分に設置
- ・習志野市消防本部予防課の指導により、学校施設は階数にかかわらず設置する

<連結送水管>

- ・4階以上に教室等を設置する場合：必要（千葉県建築基準法施行条例による）

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

- ・大規模建築物（延べ面積2,000㎡以上の非住宅建築物）：適合義務対象

※記載内容は主な法令を示すものであり、詳細設計時に再協議・再確認が必要となります。

A－1 計画概要

7. 関係法令（2）

- 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・公立小学校は特別特定建築物に該当
- 延べ面積2,000㎡以上：建築物移動等円滑化基準の適合義務対象

- 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・学校は特定施設に該当：特定施設新設の届出が必要
- ・出入口、廊下等、傾斜路、階段、エレベータ、便所、案内表示、車いす使用者用駐車場等
条例の基準に適合させる

- 都市計画法
- ＜開発許可＞
- ・開発事業区域面積が500㎡以上の敷地において、土地の区画形質の変更を行う場合に該当
⇒擁壁の設置等により上記に該当する可能性があるため、配置計画決定後に事前協議が必要

- 習志野市開発指導要綱
- ・住宅以外の建築物で延べ面積1,000㎡以上、地階を除く階数が4以上の建築物を建築する場合に該当
- ＜道路＞
- ・道路幅員の標準値 住宅地：6.0m以上
住宅地以外の開発事業区域1,000㎡以上：9.0m以上

- ＜緑地＞
- ・開発事業区域の面積3,000㎡以上：敷地内に開発事業面積×3％以上の緑地または広場を設置
- ・「習志野市緑の基本計画」に基づき、開発事業区域面積×20％以上の緑地を設置
- ・緑地は高木を優先的に植栽する

- ＜消防水利＞
- ・開発事業区域面積10,000㎡以上30,000㎡未満：
消火栓3ヶ所、40m³の防火水槽1ヶ所を設置
- ・4階以上の建築物を建築する場合、建物の開口部に面して幅員6m以上のはしご車等の
重量（20トン）に耐えられる構造の消防活動用通路を設置

- 鷺沼地区 地区計画による制限（地区計画決定前の情報のため、今後変更となる可能性有）
- ・壁面位置の制限：敷地の境界線から1.0m
- ・壁面後退区域内における工作物の設置制限：区域内にフェンス、門、塀等の設置不可
- ・形態・色彩・意匠の制限：建築物の外壁・柱等の色彩は原則として原色を避けるなど、周辺環境と
と調和した落ち着いた色調とする

- 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例
- ・高さ10mを超える建築物が該当

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・延べ面積8,000㎡以上の学校が該当

- その他の関連法令
- ・土地区画整理法、同施行令及び同施行規則
- ・地方自治法、同施行令及び同施行規則
- ・下水道法、同施行令及び同施行規則
- ・水道法、同施行令及び同施行規則
- ・水質汚濁防止法、同施行令及び同施行規則
- ・産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則
- ・騒音規制法、同施行令及び同施行規則
- ・振動規制法、同施行令及び同施行規則
- ・各種の建築関係資格法、建設業法、労働関係法及び関連施行令、施行規則
- ・学校教育法、同施行令及び同施行規則
- ・学校保健安全法、同施行令及び同施行規則
- ・学校給食法、同施行令及び同施行規則
- ・児童福祉法、同施行令及び同施行規則
- ・児童福祉施設最低基準
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・工業標準化法及び同施行規則
- ・景観法、同施行令及び同施行規則
- ・文化財保護法、同施行令及び同施行規則
- ・土壤汚染対策法、同施行令及び同施行規則
- ・習志野市環境基本条例
- ・習志野市第二次公共建築物再生計画
- ・習志野市第二次学校施設再生計画

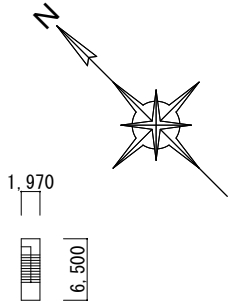
※記載内容は主な法令を示すものであり、詳細設計時に再協議・再確認が必要となります。

A－1 計画概要

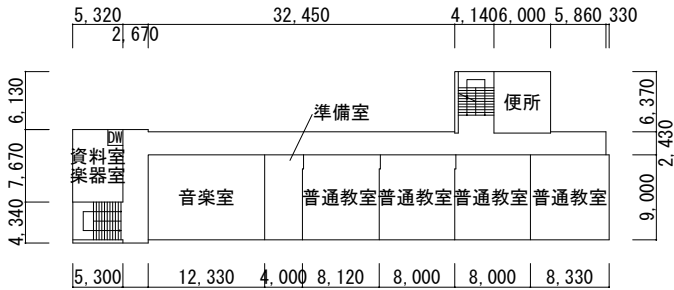
8. 現況施設規模・施設構成

<既存建物概要>

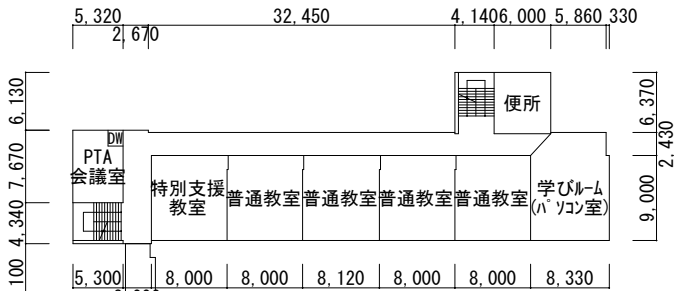
名称	構造	階数	棟番号	延べ面積	建築年
屋内運動場	S造	地上2階	005	855㎡	昭和40年
普通教室棟（北校舎東側1階）	RC造	地上4階	008－1	160㎡	昭和46年
普通教室棟（北校舎東側1～4階）	RC造	地上4階	008－2	855㎡	昭和46年
普通教室棟（北校舎中央部）	RC造	地上4階	008－3	732㎡	昭和49年
普通教室棟（北校舎西側）	RC造	地上4階	008－4	1,132㎡	昭和52年
普通教室棟（西校舎）	RC造	地上3階	014	2,175㎡	昭和54年



屋上階平面図 1/800



4階平面図 1/800



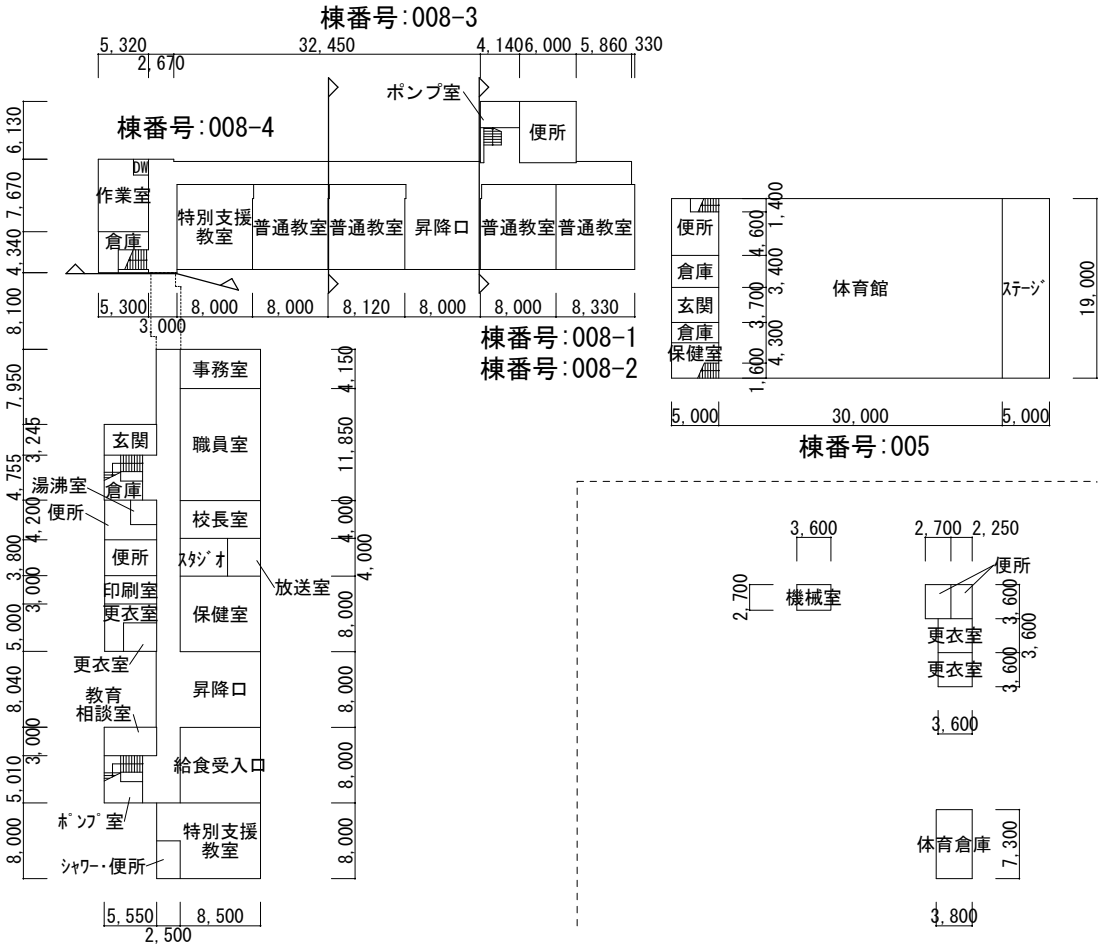
3階平面図 1/800



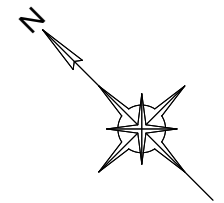
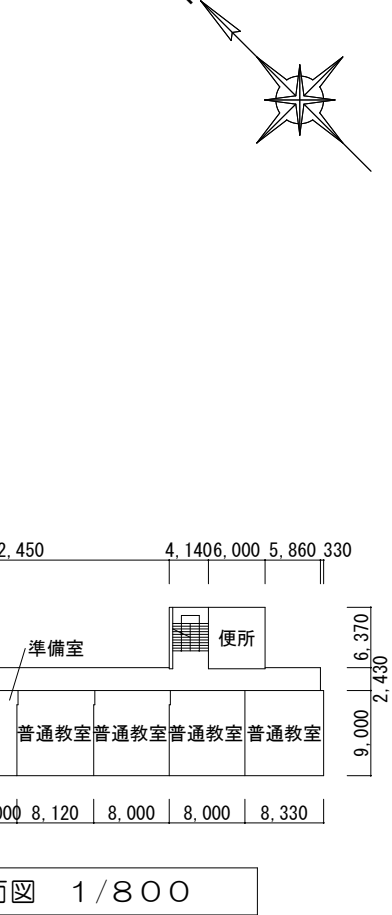
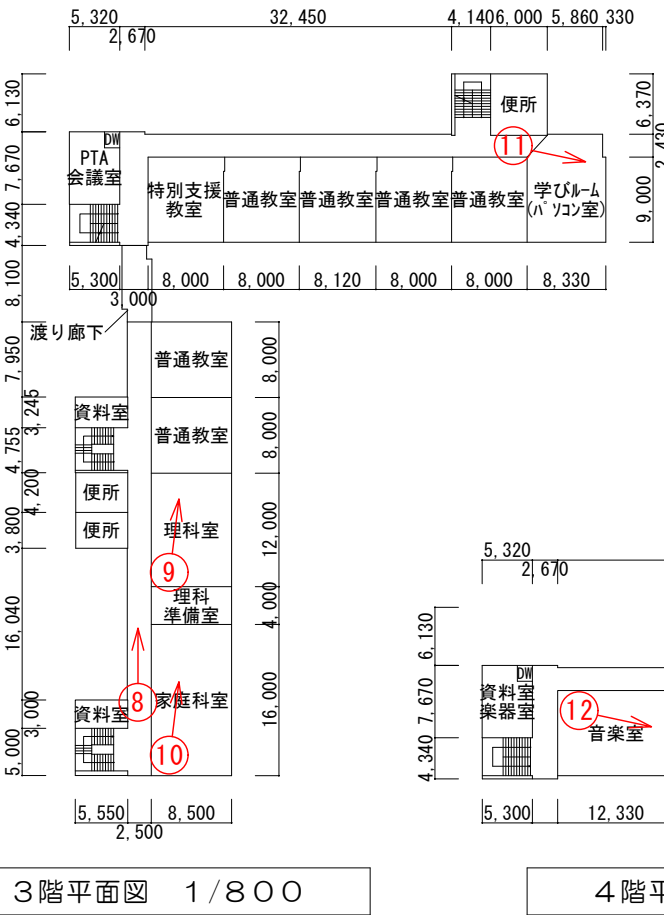
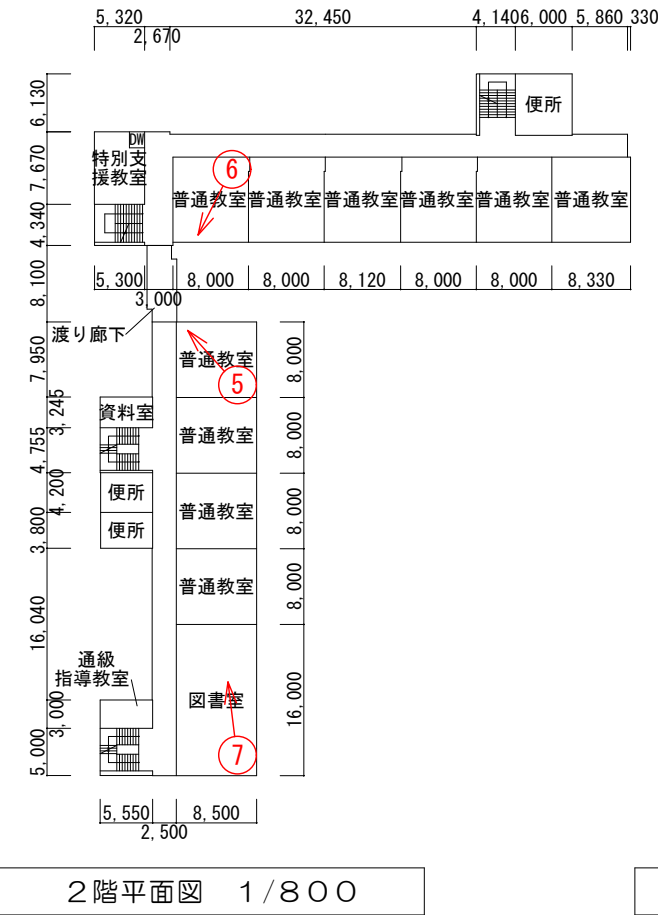
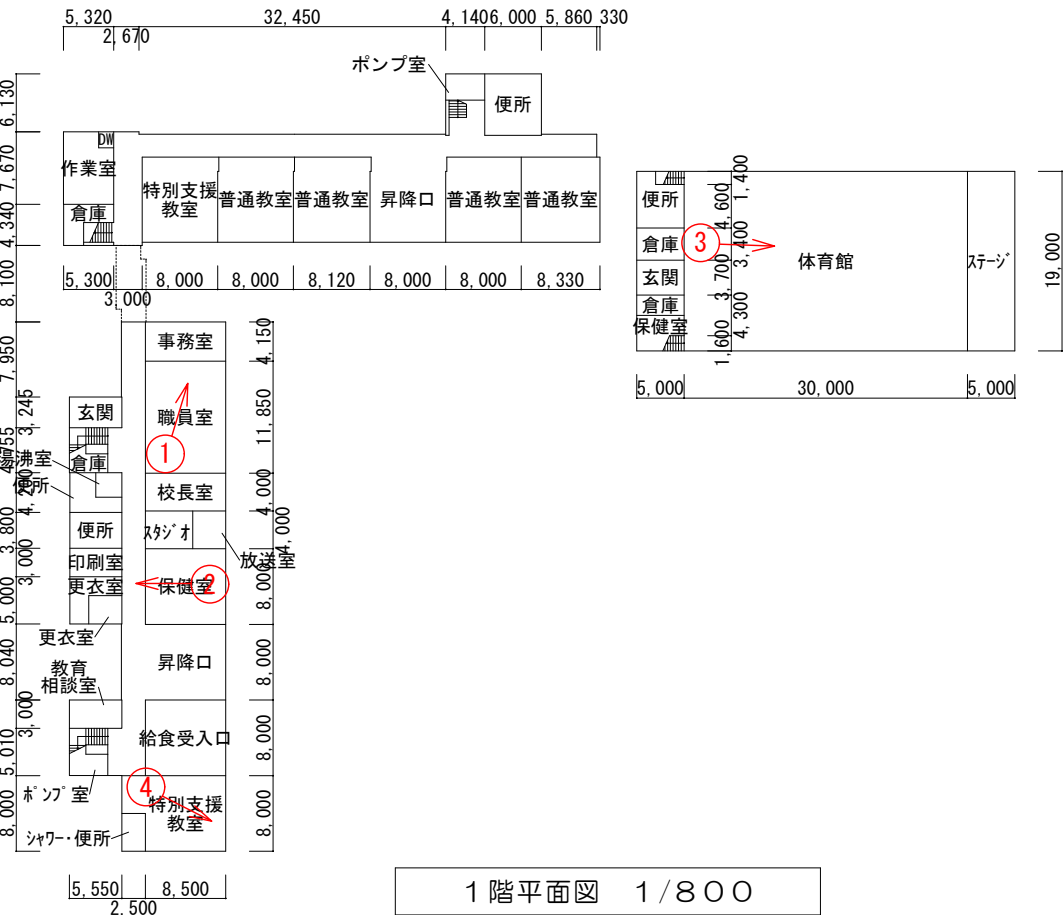
2階平面図 1/800



1階平面図 1/800



9. 現況施設写真（内部）



① 1階 職員室



② 1階 保健室



③ 1階 体育館



④ 1階 特別支援教室



⑤ 2階 普通教室（西校舎）



⑥ 2階 普通教室（北校舎）



⑦ 2階 図書室



⑧ 3階 廊下



⑨ 3階 理科室



⑩ 3階 家庭科室



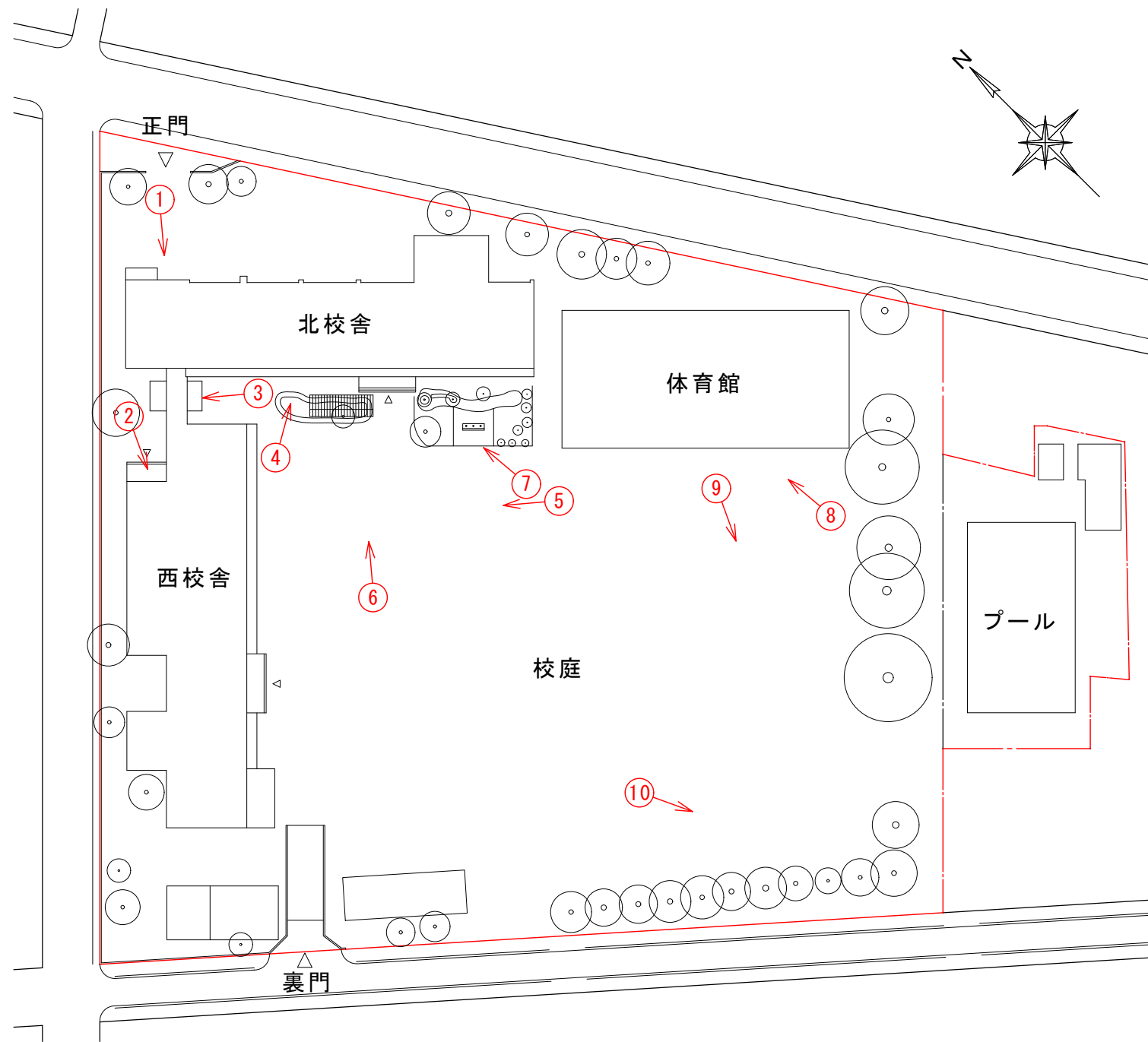
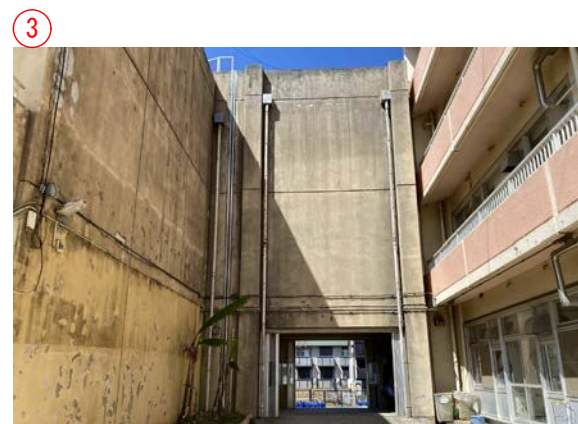
⑪ 3階 学びルーム（パソコン室）



⑫ 4階 音楽室

A-1 計画概要

9. 現況施設写真（外部）



配置図 1/800

A－2 基本方針・コンセプト

1. 基本理念

習志野市の教育を目指す姿を実現するための学校施設の整備	
(習志野市第2次学校施設再生計画より抜粋)	
基本目標：豊かな人間性と優れた創造性をはぐくむ 習志野の人づくり	
基本方針：安全で潤いのある学校環境の整備	
視点① 柔軟性に富んだ施設 多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。	
視点② ゆとりと潤いのある施設 児童生徒の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに、学習意欲を高める生活空間などを形成します。	
視点③ 環境に配慮した施設 自然エネルギーの有効活用や緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和した施設とします。	
視点④ 安全・安心で質の高い教育環境 学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。	
視点⑤ 地域との交流・連携施設 地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。	
鷺沼小学校の学校経営方針・教育目標より	
○学校教育目標 自ら考え行動する、心豊かな人間性の育成	○グランドデザイン 「安全で安心な学校」 「指導力の向上」 「誰一人取り残さない」 「社会の変化に応じた教育活動」 「地域と共にある学校づくり」
○目指す学校像 誰ひとり取り残さない鷺沼小	
○目指す児童・生徒像 ・考えぬく子 ・前に踏み出す子 ・ねばり強い子 ・やさしい子	○鷺沼小の4つの あ ・あんぜん ・あいさつ ・ありがとう ・あきらめない

＜設計コンセプト＞

左記の習志野市の教育を目指す姿を実現するための学校施設の整備や鷺沼小学校の経営方針・教育目標を踏まえ、建物を設計するにあたり、以下の5つを目標とします。

（１）「自主性を生み、社会の変化に対応し得る教育」を実現する学習環境の整備

- ・ＩＣＴ教育をはじめとしたデジタル化を推進し、自ら進んで学ぶ子を支援できる施設として整備します。
- ・学校施設全体で学びの場を創出し、多様な学習環境に対応可能な施設の整備を目指します。
- ・多様性に応じたインクルーシブ教育（特別支援教育等）を推進し、誰ひとり取り残さない教育空間の整備を目指します。
- ・土地区画整理事業に伴う周辺環境の変化に、対応可能な柔軟な学校施設として整備します。

（２）「生活の場を兼ねた、心豊かな人間性を育む場」としての生活空間の整備

- ・教室は、採光や通風に配慮した学習環境とし、豊かな心を育む施設となるよう整備します。
- ・普通教室付近に多目的スペース等を設け、学習意欲を高める生活空間の形成を目指します。
- ・体力向上やケガをしにくい丈夫な体作りに貢献できる屋外環境を整備します。

（３）「環境に配慮した、自然環境と調和」する学校・環境の整備

- ・高断熱化や高効率機器の導入等により省エネルギーに努め、環境負荷低減に向けた施設として整備するために、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ 認証取得を目指します。
- ・樹木や花壇を整備することで、敷地内の緑化を促進し、周辺環境と調和のとれた外構計画を行います。
- ・ビオトープや緑地をつくり、自然教育の推進を図れる学校づくりを目指します。

（４）「安全・安心」に過ごすことの出来る、学校施設の整備

- ・児童の安全に配慮する為、メインアプローチやグラウンドに対して見守りができるような配置計画を目指します。
- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー対応の施設として整備し、誰もが心地よい生活空間としての施設を目指します。
- ・災害、耐震、耐火性の優れた校舎とするとともに、避難所としての防災機能を強化した学校として整備します。

（５）「保護者・地域との連携」に配慮した、地域と共に歩む学校としての整備

- ・地域住民の連携や協働の拠点として、会議室等が利用されることで地域に開かれた学校を目指します。
- ・屋内運動場やグラウンドは、地域開放に配慮し、地域住民に身近な施設になるように計画します。
- ・隣接地の公園と連携し、避難所利用等の地域防災の拠点として整備します。

A－2 基本方針・コンセプト

2. 整備方針（案）

前頁の基本理念を踏まえ、鷺沼小学校の施設整備にあたっては次の事項に留意した施設計画とします。

（１）配置計画

- 歩車分離を基本とし、給食搬入や来客者等の車両動線と児童動線とが交差しないよう配慮した計画とします。
- 近隣住宅における日照や通風、騒音等に配慮するとともに、適切な離隔距離を確保した計画とします。
- 校舎から屋内運動場への動線は、渡り廊下や建物内で接続し、雨掛かりとならないよう計画します。
- 土地区画整理事業による児童数の増加、将来的な児童数の減少の双方を踏まえ、あらかじめ二期校舎の設置を想定した配置計画とします。
- 災害時等に隣接地の公園と連携を図ることのできる配置を計画します。

（２）校舎の整備

- バリアフリーに配慮した計画とし、多機能トイレやエレベーターの整備等を計画します。
- 災害時等に児童が校舎からグラウンドへ容易に避難できる計画とします。
- 環境負荷低減を目的とし、Z E B R e a d y 認証取得に向けて建具・外壁等の高気密化や高断熱化を図り、日照や通風を活用したパッシブデザインを取り入れる計画とします。
- 施設を長く安全に使い続けるために、修繕や維持管理を行いやすい計画とします。

（３）普通教室・特別支援ゾーンの整備

- 普通教室は、学習空間のほか児童の生活空間としても心地よい場所とするため、採光・通風の確保に配慮した計画とします。
- 普通教室の間仕切壁は、学習に集中できるよう配慮し、壁面には十分な掲示スペースを確保できるよう計画します。
- 普通教室に近接した位置に、児童用更衣室の整備を計画します。
- 特別支援学級教室は、職員室や保健室との連携に配慮して近接した位置に計画します。
- 少人数授業やグループ学習等の多様な学習形態に対応するため、多目的スペース等の設置を計画します。

（４）特別教室ゾーンの整備

- 各教科の特別教室は、それぞれの教科における適切な作業空間や収納スペースを整備し、円滑な授業ができるよう計画します。
- 各特別教室の周囲には、展示や掲示等が可能なスペースを検討し、児童の学習意欲の向上に寄与する空間づくりを計画します。
- 図書室は児童が気軽に立ち寄れるような配置とし、自発的な読書を誘発するような心地の良い空間として計画します。
- 音楽室は、近隣住民に配慮する為、配置や防音性に優れた計画とします。

（５）管理諸室ゾーンの整備

- 職員室、校長室、事務室はなるべく近接した配置とし、連携が取りやすい構成とします。
- 児童のアプローチやグラウンドにおいて、防犯性、安全性に配慮できるよう、可能な限り管理諸室から視認できる配置計画に努めます。なお、管理諸室より視認性が確保できない箇所については、防犯カメラの設置等により配慮します。
- 保健室は、直接、外へ出入り可能な出入口を設け、職員室に近接した位置に計画します。
- 放送室は、職員室から利用しやすい配置とし、校庭が見渡せる位置に計画します。
- 用務員倉庫は、直接、外へ出入り可能な出入口を設け、屋外での作業がしやすいよう計画します。
- 来客用玄関は、児童との動線避け、事務室に隣接して配置することでスムーズな対応が行いやすいよう計画します。
- 管理諸室内にマザーズルーム（リフレッシュルーム）を設け、産休や育休明けの教職員のための搾乳スペース機能のほか、一般教職員の休憩の場としての整備を計画します。

（６）複合施設ゾーンの整備

- 放課後児童会室は専用区画とし、独立した出入口を設け、単独での利用が可能な計画とします。
- 放課後子供教室での利用を考慮し、放課後児童会室と近接した配置として計画します。
- 地域開放において、屋内運動場やグラウンド利用を想定した配置計画とします。

（７）屋内運動場の整備

- アリーナは、体育授業での十分な運動スペースの確保や全校集会等が行える広さ・空間を確保する計画とします。
- 真夏の猛暑や冬期の厳寒による体調悪化等に配慮し、屋内運動場内の空調設備の整備を計画します。
- 屋内運動場は、避難施設としての機能を備え、外部からも利用できる防災備蓄倉庫を計画します。

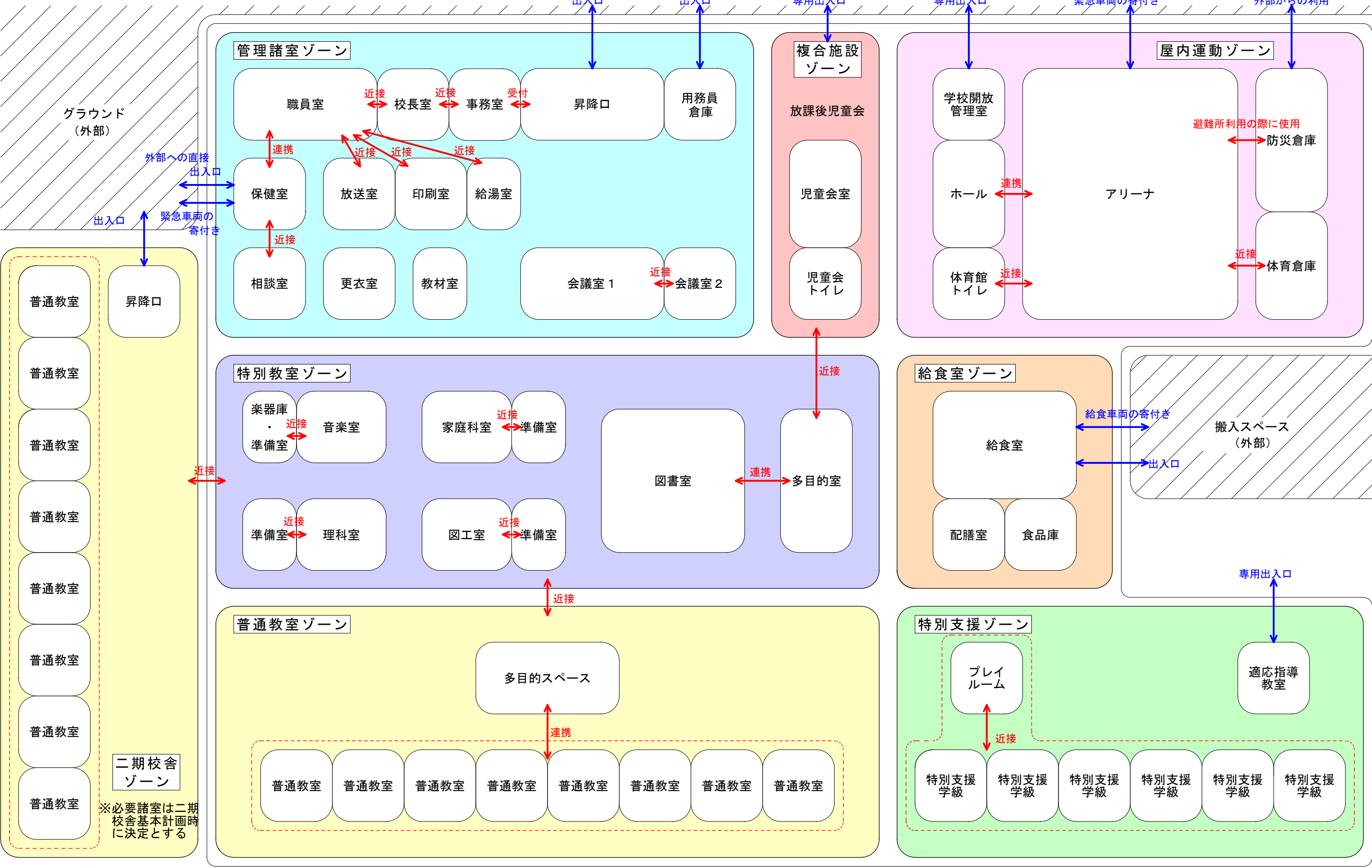
（８）グラウンドの整備

- グラウンドは、小学校設置基準を考慮し、可能な限り面積を確保するよう努めます。
- 児童の安全に配慮した学校体育施設遊具の設置を計画します。
- グラウンドと隣地との境界部分には、防球ネットや防砂ネットを設置し、近隣住宅への安全面や砂塵の影響に配慮した計画とします。

（９）その他

- 運動会等諸行事や地域開放の際、外部から直接利用可能な屋外用トイレを建物内に計画します。
- 飼育小屋は児童が身近に触れることができ、かつ、メンテナンスを行いやすい場所に計画します。
- 通勤、来客用の駐車場及び屋根付き駐輪場の整備を計画します。
- 将来、二期校舎の建設時に、工事エリアを区画し工事動線と児童・来校者の動線が交わらないよう計画します。
- 二期校舎設置時には、校舎及び職員室からの動線に配慮します。

3. 諸室関連図（案）



A－3 施設構成

1. 児童数増減に対する考え方

1) 前提条件

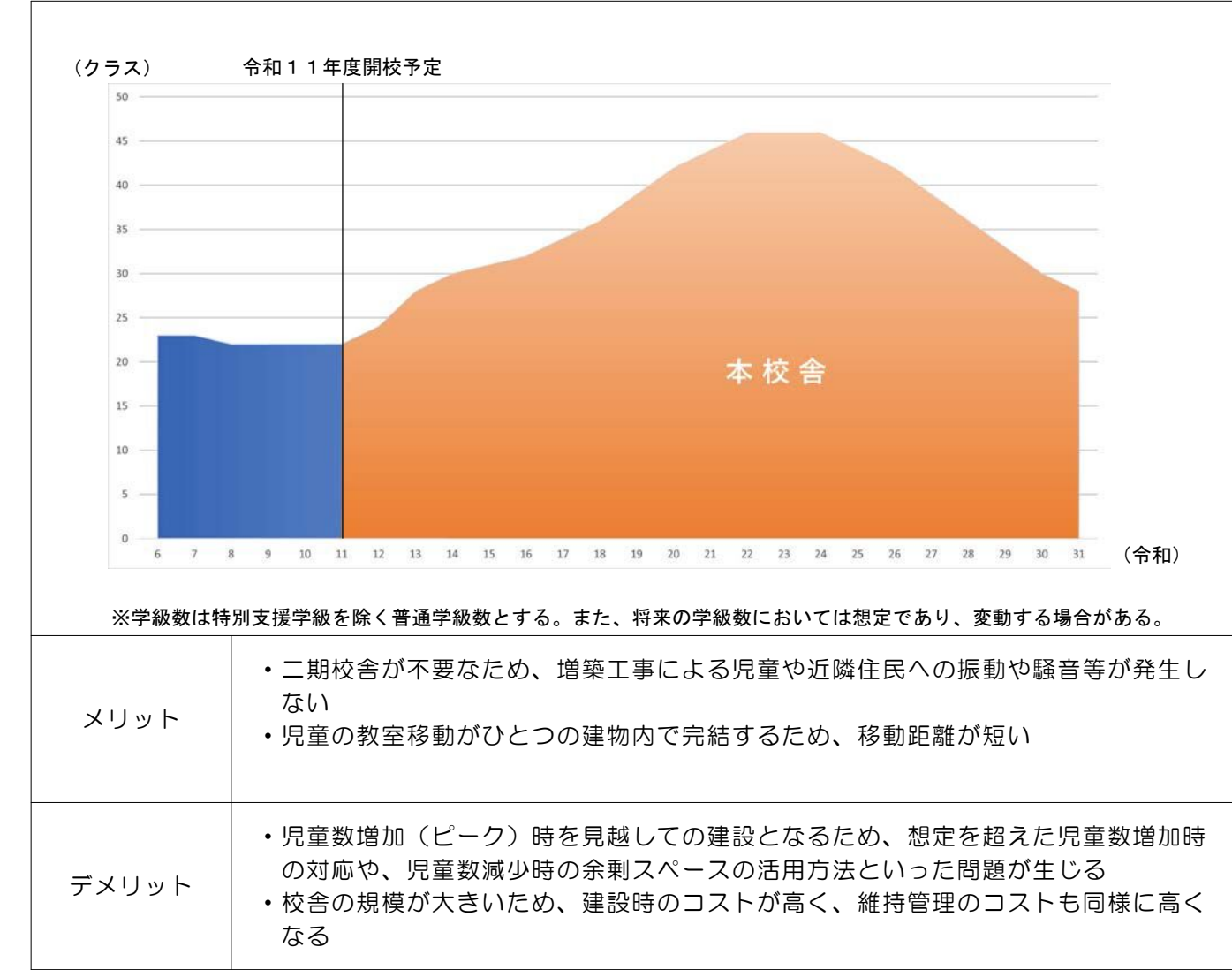
鷺沼小学校の学区内である、鷺沼3・4・5丁目及び鷺沼台4丁目の一部地区で鷺沼特定土地区画整理事業が計画・進行中である。施行面積は約37ha、計画人口は約6,800人となっており、令和11年（2029年）度のまちびらき以降の区画整理地内の人口増加に伴い、同様に鷺沼小学校の児童数の増加が予想される。しかしながら、日本全国において少子化が進行しており、区画整理事業地内の住宅・集合住宅への入居完了後、将来的には児童数は減少傾向に向かうことが想定される。

そのため、児童数の増加・減少を踏まえた当計画の学校施設の検討を行う。

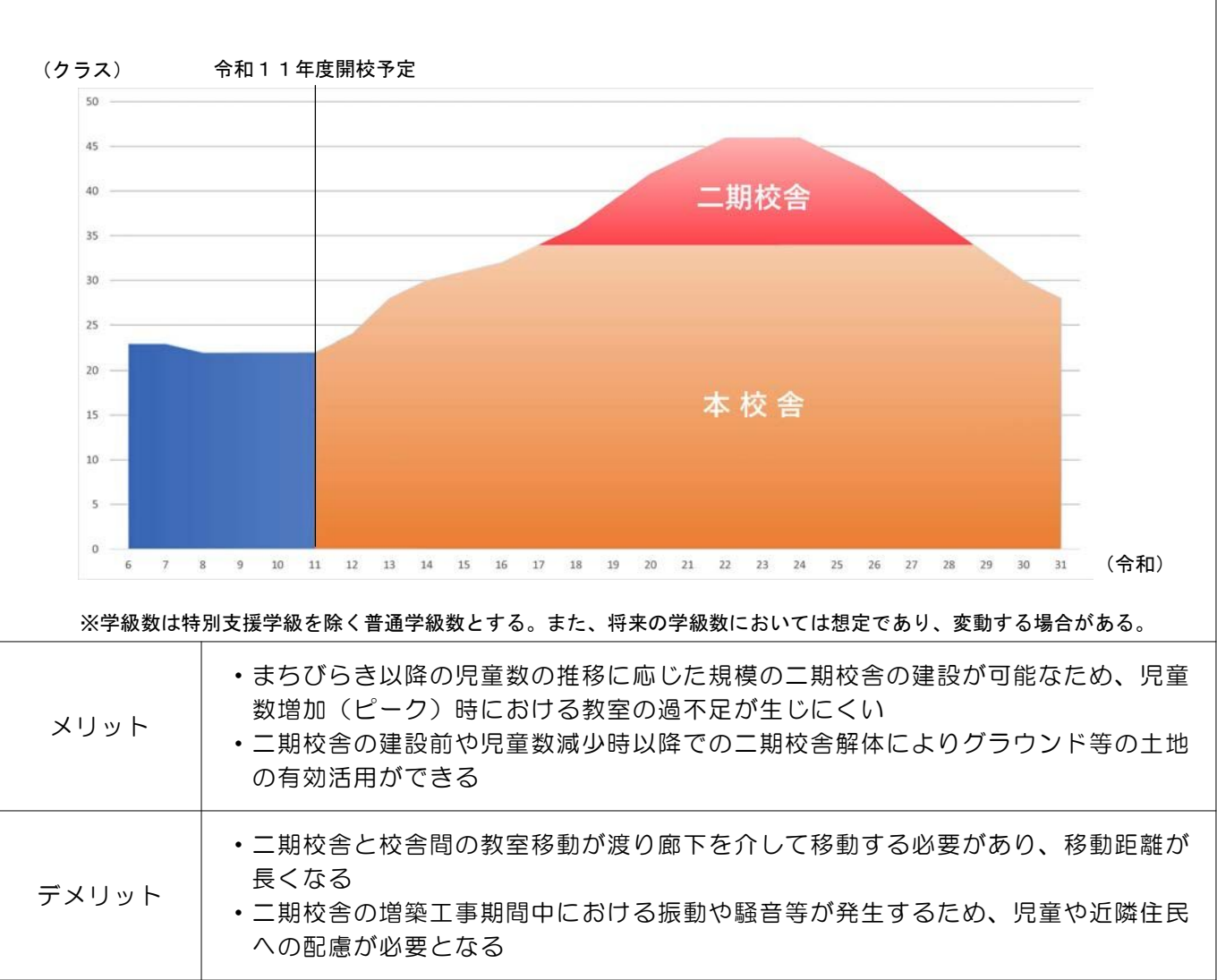
2) 校舎の考え方

・児童数の増減を踏まえた校舎の考え方として、【A案】校舎1棟案と【B案】校舎2棟案にて検討する。

【A案】校舎1棟案（児童数最大時を想定した規模での建設）



【B案】校舎2棟案（将来的に二期校舎を建設）



- 当計画において、児童数の増減を踏まえた校舎の考え方として【B案】校舎2棟案（将来的に二期校舎を建設）にて検討します。
- 二期校舎の建設前の児童数増加時の対応については、普通教室に転用が可能な諸室をあらかじめ一定数設けることで対応することを検討します。

A－3 施設構成

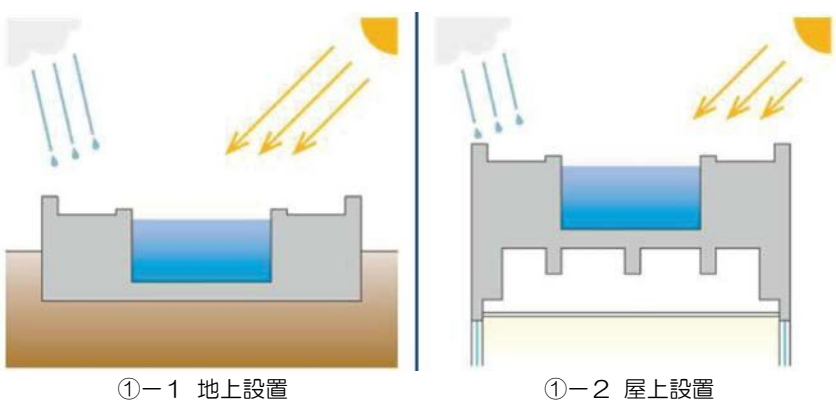
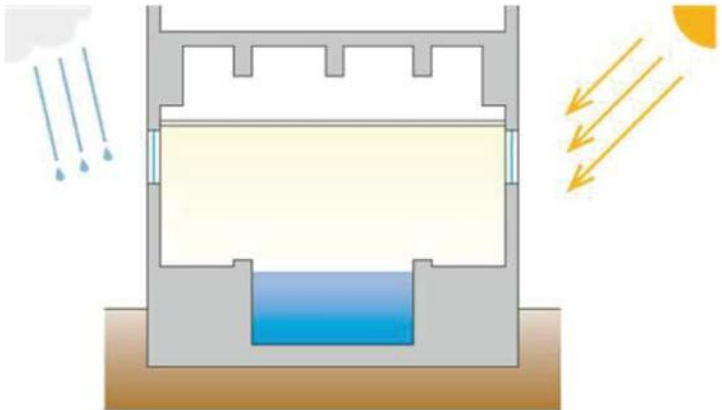
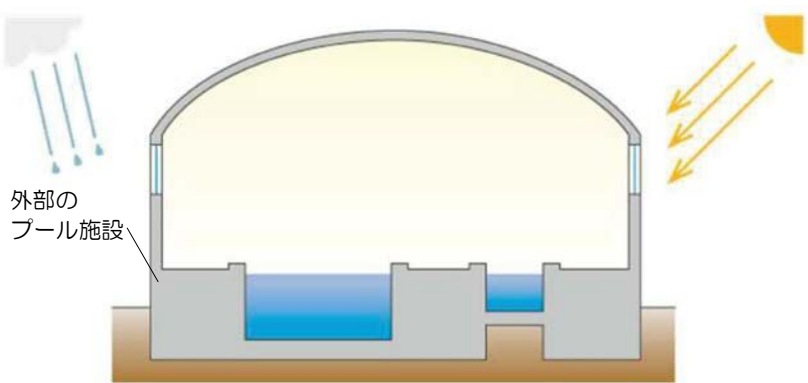
2. プール設置に関する考え方

1) 前提条件

- 水泳授業について
水泳授業は、小学校学習指導要領（平成29年告示 文部科学省）より水泳技術の習得や、水泳の事故防止に関する心得などを履修することが定められており、体育の授業においては必修項目となっている。
年間の水泳授業数は、一般的には体育の授業数105単位のうち10単位（1単位45分）とされている。
多くの小学校では、2単位時間分を1回の授業として実施している。

2) プール設置位置の条件整理

- 近年における環境変化・社会情勢・児童数の増減及びコストを踏まえ、プールを設置する位置について条件整理を行う。

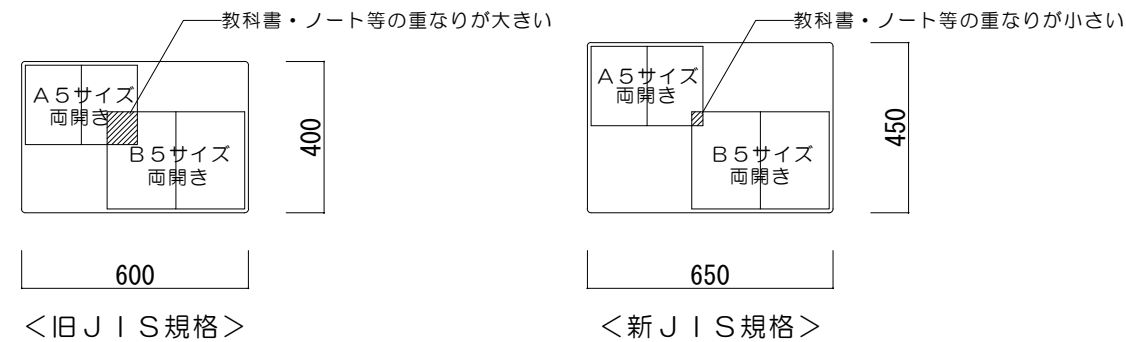
	パターン① 自校式・屋外プール設置	パターン② 自校式・屋内プール設置	パターン③ 水泳授業の外部委託
断面イメージ	 ①－1 地上設置 ①－2 屋上設置		 外部の プール施設
土地の有効利用	・地上設置の場合、プール設置による土地利用面積が必要となる	・校舎や屋内運動場の建物内に設置することで土地を有効活用できる	・プール設置予定場所に教育施設（グラウンドを含む）を整備できる
天候・環境への対応	・梅雨時期の降雨及び低温、夏期の猛暑など天候による影響を受けやすく、既定授業数が確保できない恐れがある	・降雨や猛暑などの天候による影響を受けることなく授業を実施できる ・夏期以外の時期においても授業の実施が可能となる	・降雨や猛暑などの天候による影響を受けることなく授業を実施できる ・夏期以外の時期においても授業の実施が可能となる
授業の運営	・プールが学校敷地内に設置されるため、移動にかかる時間及び手段の考慮は不要となる	・プールが学校敷地内に設置されるため、移動にかかる時間及び手段の考慮は不要となる	・外部プール施設までの移動における距離及び手段が課題となる
プール運営・整備	・プールが夏期のみ利用となるため、夏期以外の時期においては衛生面の管理が不十分となる恐れがある	・年間を通してプールの授業を行うことが可能となる	・児童数がピーク（約1,500人）となる時期に外部施設側で受入不可となる可能性がある
コスト	・プール建設費のほか、改修を含めた維持管理にコストがかかる	・屋内プール建設費のほか、年間を通しての水質及び設備の維持管理にコストがかかる ・民間貸出などの収益化によりコスト縮減検討の余地有り	・外部委託費が必要となるが、プール建設費や維持管理にかかるコストを削減できる

3. 単位空間の考え方 ～普通教室～

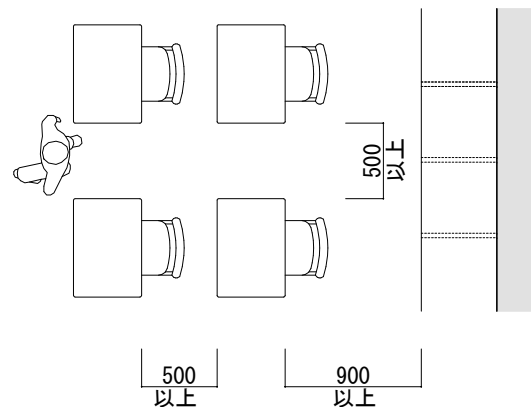
小学校の教室は、昭和25年に作成された「鉄筋コンクリート造の標準設計」（建築学会）より片側廊下型の教室が標準として全国的に普及している。現在、公立小・中学校の1普通教室の平均面積は約64㎡程度であるが、ICT化によるタブレット端末や映像による教材、そして教育・指導方法の変化により教室環境も同様に変化が求められている。

1) 前提条件

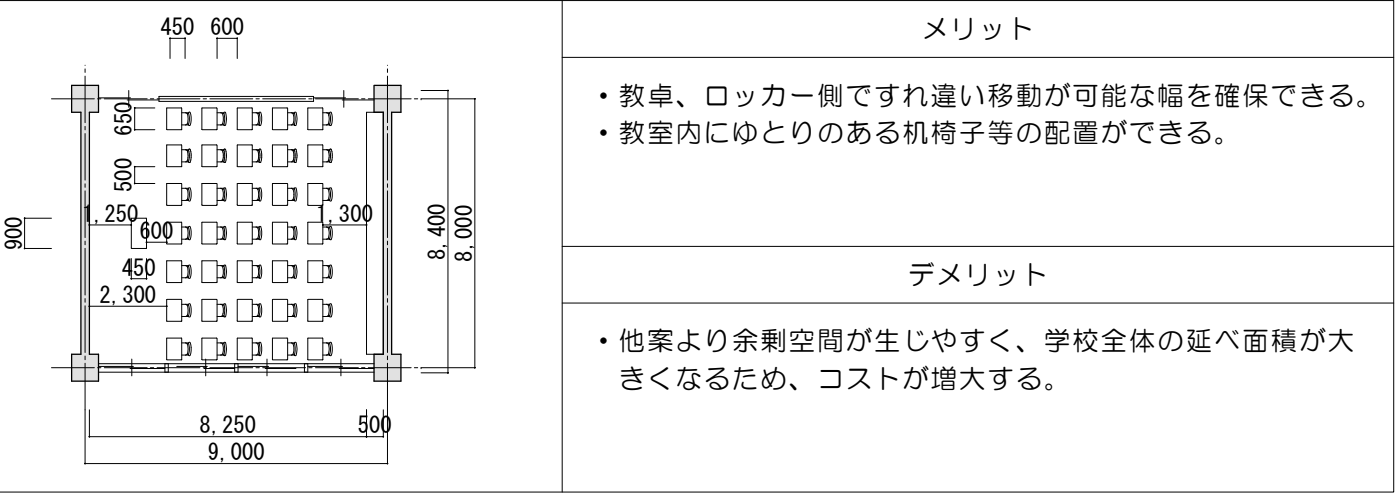
- 普通教室 1 単位の最大児童数は、35 人として検討します。（※令和 3 年 3 月の改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）より）
- 学習机は、平成 11 年改正の新 J I S 規格（幅 650mm×奥行き 450mm）の採用を見据えた普通教室の広さを検討します。



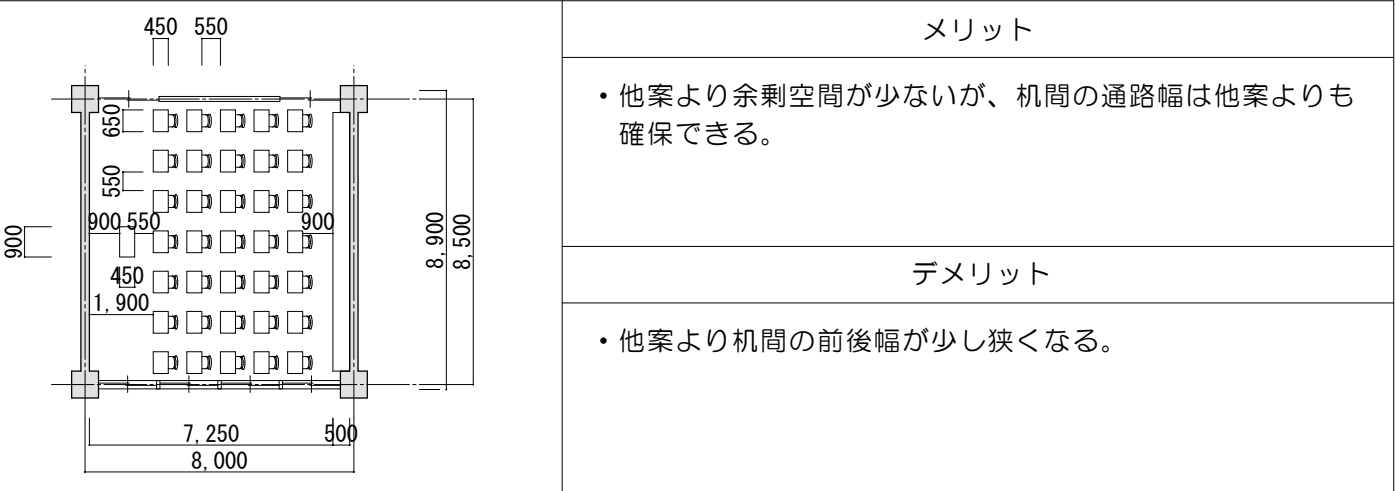
- その他家具として、教卓は一般的な大きさとして幅900mm×奥行450mm、児童用ロッカーはランドセルや授業で使用する道具類を収納できるよう一人当たりのロッカー幅500mm×奥行500mmとして検討します。
- 机間の距離は、児童の動線や着席時を考慮し、前後左右とも500mm以上として検討します。ロッカーと机までの距離は、座位時でも通れるよう900mm以上を確保するよう検討します。



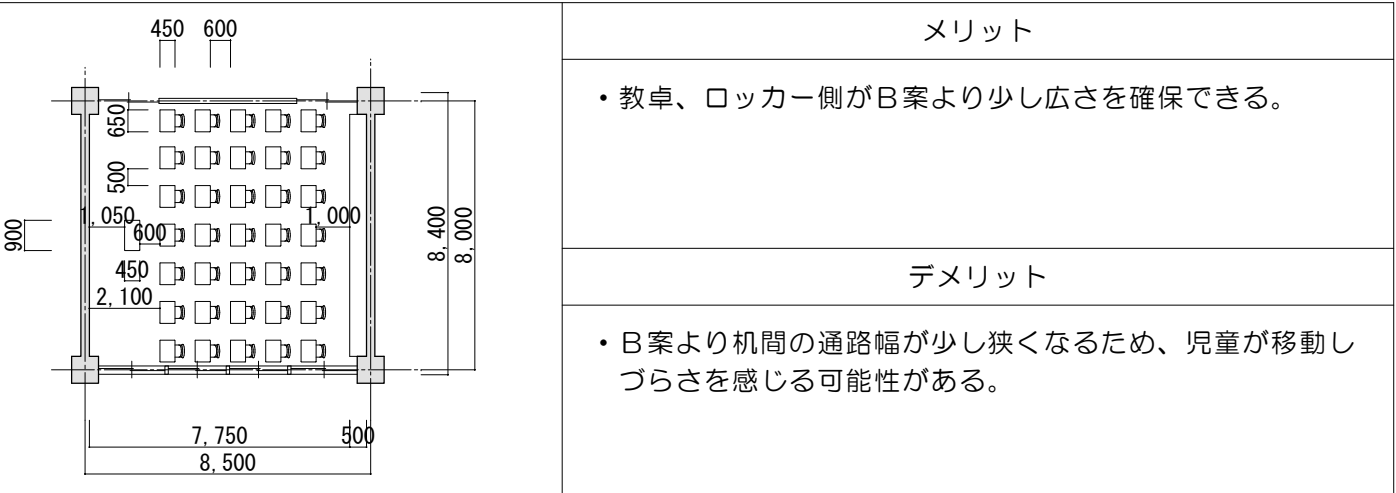
【A案】幅9m×奥行8mの場合



【B案】幅8m×奥行8.5mの場合



【C案】幅8.5m×奥行8mの場合



- 教室の広さ（面積）は、教育環境満足させることを前提としつつ、将来的な人口減少社会を見据えた公共施設面積の総量圧縮も踏まえ本計画では机間の通路幅を確保した【B案】（幅8m×奥行8.5m）にて検討します。
- ※上記各案の内法寸法は、構造計画や間仕切壁の検討により変動があるため、参考寸法とします。

A－3 施設構成

4. 単位空間の考え方 ～多目的スペース～

多目的スペースは、グループ別授業やチームティーチング等の多様な授業形態に対応し、また学年集会や展示、発表会といった活動の場にもなる場所である。授業との関係性や様々な活動に対応するため、多目的スペースの規模や配置を検討する必要がある。

1) 多目的スペースの配置

多目的スペースの検討に当たり、普通教室との関係性を整理するため普通教室の形態を検討します。

【①案】廊下一体型

メリット	デメリット
廊下と一体利用することで廊下空間の有効利用が可能。多目的スペースが教室に隣接しているため活用しやすい。	教室の廊下側の間仕切壁が開放可能な仕様ではない場合、一体利用は難しい。多目的スペースが廊下幅に依存し、延べ面積が大きくなりやすい。

【②案】普通教室近接型

メリット	デメリット
多目的スペースが教室に近接しているため活用しやすい。集会等の大人数が集まる際には、廊下部分も活用することで広さを確保できる。	廊下より突出した位置に多目的スペースを設置するため、配置や隣接する諸室の検討が必要。

【③案】特別教室近接型

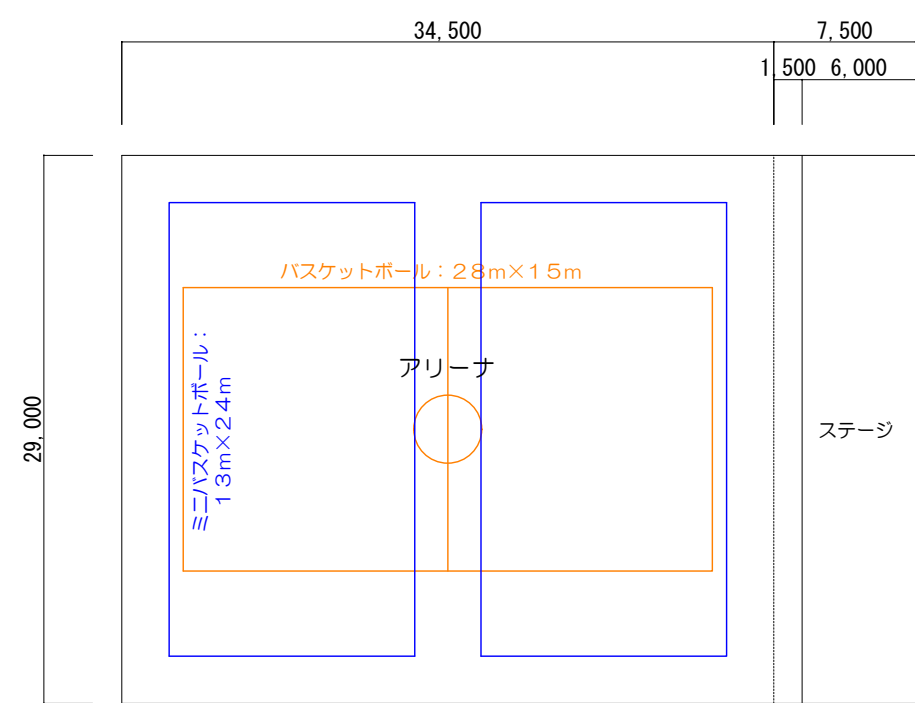
メリット	デメリット
特別教室との関係性よりメディアセンターとしての活用が可能。掲示スペースや発表の場として利用しやすい。	普通教室との距離が離れ、特別教室での利用がある場合などは利用しにくい。

- 当計画においては、普通教室からの利用しやすさや集会等の利用を重視し、【②案】普通教室近接型にて検討します。

A－3 施設構成

5. 単位空間の考え方 ～屋内運動場（アリーナ）～

- バスケットボールコート（28m×15m）1面、またはミニバスケットボールコート（13m×24m）2面を確保できる大きさとし、天井高さは10mを確保します。
- 地域開放を想定し、多目的な利用が可能な計画とします。
参考）各競技のコートにおける必要寸法
 - バレーボール（6人制）：9.0m×18.0m
 - バドミントン シングル：5.15m×13.4m
ダブルス：6.10m×13.4m
- 全校集会や入学式・卒業式等の式典を行う際に支障のないスペースとして、児童数や延べ面積とのバランスを考慮し、幅29m×奥行34.5m程度の大きさにて計画します。



- 参考）他校事例によるアリーナの大きさ（概寸）
- 谷津小学校：幅26.0m×奥行31.0m
 - 田中北小学校（柏市）：幅28.5m×奥行30.5m ※1
 - おおぐろの森小学校（流山市）：幅26.5m×奥行33.5m ※2
 - 市野谷小学校（流山市）：幅26.5m×奥行32.0m ※2
- ※1）柏市ホームページより
※2）流山市ホームページより

■アリーナ参考写真（谷津小学校）



A－3 施設構成

基準コマ数：普通教室68＝8×8.5
その他 64＝8×8

6. 施設規模一覧表（案）

	室名	摘要	単位面積	室数	面積(㎡)	備考
普通教室ゾーン	普通教室		68	23	1,564	開校時クラス数
	学習室		68	9	612	23＋9＝32教室
	児童用更衣室		32	4	128	
	多目的スペース		136	4	544	普通教室2室分とする
	小計（A）				2,848	
特別支援学級ゾーン	特別支援学級		30.25	4	121	
	プレイルーム		68	1	68	
	学習室		30.25	2	60.50	
	適応指導教室		68	1	68	
	小計（B）				318	
特別教室ゾーン	図書室		224	1	224	蔵書数約16,000冊
	多目的室		96	1	96	
	理科室・理科準備室		128	2	256	準備室32㎡
	家庭科室・家庭科準備室		128	1	128	準備室32㎡
	図工室・図工準備室		128	1	128	準備室32㎡
	音楽室・音楽準備室		160	1	160	準備室32㎡
	楽器庫		32	1	32	
	小計（C）				1,024	
管理諸室ゾーン	職員室		224	1	224	65名(想定)
	校長室		32	1	32	
	事務室		32	1	32	
	保健室		64	1	64	
	放送室		20	1	20	
	印刷室		40	1	40	
	相談室		32	1	32	
	会議室1		64	1	64	
	会議室2		32	1	32	P T A兼用
	給湯室		5	1	5	
	教材室		-	4	125	
	職員更衣室		32	2	64	
	用務員倉庫		32	1	32	
	小計（D）				766	

	室名	摘要	単位面積	室数	面積(㎡)	備考
その他	屋内階段		32	12	384	0.5コマ×3ヶ所×4フロア
	トイレ		64	8	512	1コマ×2ヶ所×4フロア
	E V		10	4	40	
	昇降口		240	1	240	
	廊下		-		1,920	延べ面積の約18%
	塔屋		32	1	32	
	小計（E）				3,128	
	合計（F）＝A+B+C+D+E				8,084	
給食室	食品庫	牛乳保管庫含む	32	1	32	
	配膳室（1階）	小荷物専用昇降機含む	96	1	96	
	配膳室（2～4階）		22	3	66	
	合計（G）				194	
屋内運動場	ステージ		180	1	180	
	アリーナ	ミニバスケットゴール2面程度	1,000	1	1,000	
	体育倉庫		62	1	62	
	防災倉庫		42	1	42	
	放送スペース		3	1	3	
	学校開放管理室		6	1	6	
	ホール		92	1	92	
	トイレ		60	1	60	
	廊下				66	
放課後児童会室	合計（H）				1,511	
	児童会室	1.65㎡/人×200＝330＜384	96	4	384	200名程度想定
	更衣室		25	1	25	
	トイレ		32	1	32	
	収納		21	1	21	
	廊下・玄関		105	1	105	
	合計（I）				567	
総合計＝F+G+H+I					10,356	

概算工事費(税込)： 5,109,132,600円（10,356㎡×448,500円／㎡(税抜)×1.1）

A-4 建築計画

1. 敷地条件による配置計画の整理（※建物及びグラウンドの仮配置における条件整理とし、配置計画の決定は基本設計にて行う）

- ・凡例
- ▶

門（道路からの出入口）

▶

車両通用門（道路からの出入口）

→

児童動線

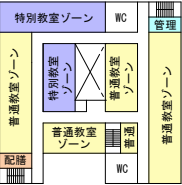
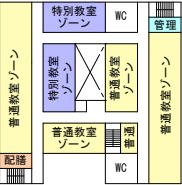
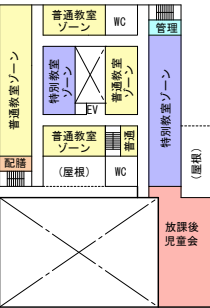
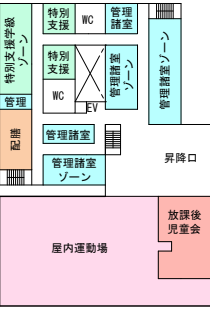
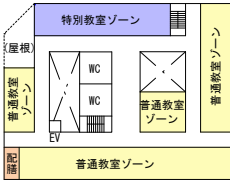
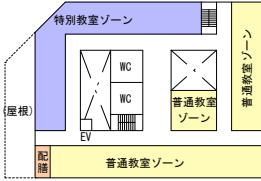
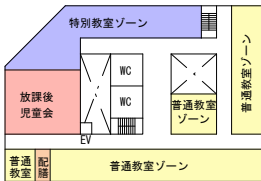
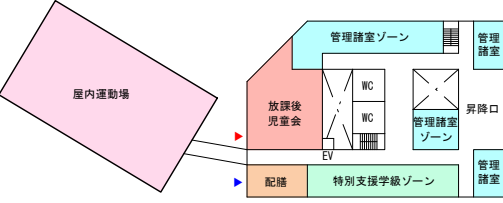
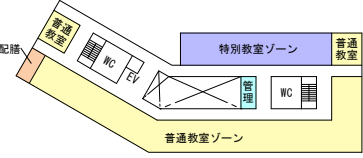
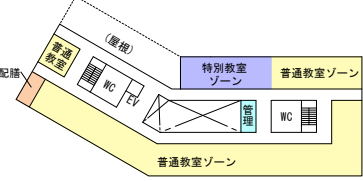
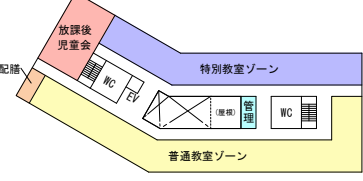
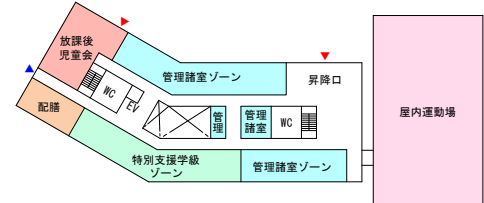
→

車両動線（サービสด線）

	パターン① グラウンド：東側 校舎：西側	パターン② グラウンド：北西側 校舎：南～東側	パターン③ グラウンド：北側 校舎：南側
配置図			
グラウンド配置	・グラウンド形状はパターン②③と比較して整形に確保できる	・北側隣地境界（一部分）に面してグラウンドの形状が不整形となるため無駄なスペースが生じやすい（配置に工夫が必要） ・グラウンドへの避難は平面計画での工夫が必要となる	・北側隣地境界に面してグラウンドの形状が不整形となるため、無駄なスペースが生じやすい（配置に工夫が必要）
児童の動線	・北東側の門はグラウンドを横断するため、適さない ・南東及び南西側の門から昇降口への視認性はやや悪いが、ルートはわかりやすい	・北東及び南東側の門から昇降口への視認性は良く、歩行距離が短い ・南西側の門から昇降口への視認性は悪く、歩行距離が長い	・北東門及び西門から昇降口への視認性はやや悪いが、ルートはわかりやすい ・南東門から昇降口への視認性は悪く、歩行距離が長い
二期校舎の想定位置	・西側道路より工事動線を確保することにより、児童動線との分離は可能 ・工事動線とサービス車両の動線が一部重複するため、十分な安全対策の検討が必要となる ・採光を確保するため、校舎との離隔に配慮が必要となる	・北東側より工事動線を確保する場合、児童動線及び近隣に対する十分な安全対策の検討が必要となる	・工事エリアを区画することで工事車両と児童動線の分離は可能となるが、歩行者エリアが縮小することによる十分な安全対策の検討が必要となる
近隣への配慮	・グラウンドが敷地東面に位置するため、東側及び一部北側への隣地に対して防砂・防球ネット等の配慮が必要 ・校舎が西側に面しているため、西側隣地へのプライバシー配慮が必要	・グラウンドが敷地北西面に位置するため、主に北側、西側への隣地に対して防砂・防球ネット等の配慮が必要 ・校舎が東側に面しているため、東側隣地へのプライバシー配慮が必要	・グラウンドが敷地北面に広がっているため、北側、西側、東側の隣地に対して防砂・防球ネット等の配慮が必要 ・校舎が南側に面しているため、教室等からの視線が隣地に向きにくい（二期校舎は西側隣地へのプライバシー配慮が必要）

A－4 建築計画

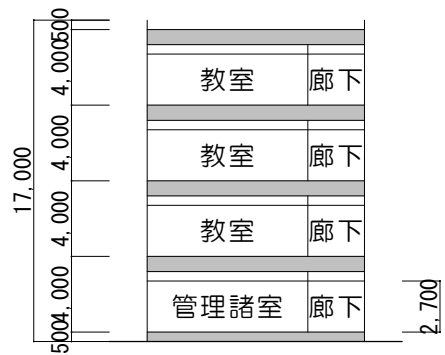
2. 平面計画比較検討（案）

	パターン① グラウンド：東側 校舎：西側	パターン② グラウンド：北西側 校舎：南～東側	パターン③ グラウンド：北側 校舎：南側
平面ゾーニング	4階  3階  2階  1階 	4階  3階  2階  1階 	4階  3階  2階  1階 
普通教室配置	・普通教室が東、西、南向きへの分散配置となる	・普通教室を南、東向きに分けて配置が可能	・多くの普通教室が南向きへの配置が可能
特別支援学級配置	・1階に配置でき、職員室・保健室などとの連携が図りやすい	・1階に配置でき、職員室・保健室などとの連携が図りやすい	・1階に配置でき、職員室・保健室などとの連携が図りやすい
階段配置・動線	・昇降口から各普通教室までの動線は短い ・校舎内に階段を3か所設置し、上下方向の移動がしやすい	・昇降口から各普通教室までの動線は短い ・階段がやや中央側の配置となる	・校舎が横長の形状のため昇降口から教室までの動線が長くなる教室が発生してしまう
放課後児童会配置	・屋内運動場側の配置となり、2階建てとなる ・1階外部から専用玄関の設置は可能	・校舎側の配置となり、2階建てとなるが、屋内運動場の渡り廊下の動線と交差してしまう（1階外部から専用玄関の設置は可能）	・校舎側の配置となり、2階建てとなる ・1階外部から専用玄関の設置は可能
その他	・管理諸室（職員室等）を1階グラウンド側に配置可能 ・校舎と屋内運動場を一体とすることでスムーズな移動が可能	・管理諸室（職員室等）を1階グラウンド側に配置可能 ・3階、4階の屋根面をテラスとし屋外活動の場として利用可能	・管理諸室（職員室）を1階グラウンド側に配置可能 ・横長の校舎と中央の中庭で視線の通りやすい開放的な校舎となる

A－4 建築計画

3. 断面計画比較検討（案）

各建物の高さは、校舎の最高高さが17m以下、屋内運動場の最高高さが12.5m以下となるように検討します。屋内プールを設ける場合は、屋内運動場の下階に設置することを検討します。



	パターン① グラウンド：東側 校舎：西側	パターン② グラウンド：西側 校舎：南～東側	パターン③ グラウンド：北側 校舎：南側
断面ゾーニング	特別 普通 普通 特支 特別 特別 特別 特支 中庭 普通 普通 普通 管理 管理 【A－A' 断面】 アリーナ 普通 普通 普通 管理 共用 特別 特別 普通 特支 【B－B' 断面】 校舎 屋内運動場	共用 特別 児童会 児童会 中庭 WC WC WC WC 共用 中庭 普通 普通 普通 共用部 【A－A' 断面】 普通 普通 普通 特支 中庭 特別 特別 特別 管理 【B－B' 断面】 屋内運動場 校舎	普通 普通 普通 配膳 WC 共用 中庭 管理 管理 WC 共用部 【A－A' 断面】 普通 普通 普通 特支 中庭 特別 特別 特別 管理 【B－B' 断面】 校舎 屋内運動場
	断面検討事項	- 南側の屋内運動場からの日影の影響を抑えるため、1 階と2 階以上の断面形状を変更し、普通教室側に採光を確保 - 中庭は南北軸に長くなっているため採光はパターン②、③より比較的暗くなりやすい	2 つの中庭から各部に採光を取り入れやすく、全体的に明るい校舎となる - 校舎西側3 階、4 階は段上のような形状とし、屋上の活用が可能

【A－A' 断面】

普通

普通

普通

特支

中庭

特別

特別

特別

管理

【B－B' 断面】

屋内運動場

校舎

4. 全体事業工程表（案）

[illegible]

1) 工事の安全計画

(1) 工事関係者による安全協議会を立上げ、協議会開催時に安全パトロールを行い、安全に関する問題点を確認し是正することで事故発生を未然に防ぐよう努めます。

(3) 毎朝の朝礼後、作業着手前にKYK（危険予知活動）を行い、その日に行う作業手順の確認、他業種との調整事項及び注意事項等を作業員全員に周知し、安全に作業が出来るよう努めます。

(4) 気象情報や警報等を確認し、気象災害や熱中症等に注意を払い、災害を未然に防ぐよう努めます。また、作業員の健康状態を常に確認し労働災害の防止に努めます。

(5) 材料搬入時等の車両の出入りの際には誘導員を配置し、歩行者の安全確保や工事車両等の場内への誘導を行い、事故が発生しないよう十分に注意します。

(6) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火器の取扱いに十分に注意し火災防止措置を講じます。また、電動工具・機器の取扱いについては作業前に点検を行い、異常が無いことを確認します。



仮設計画図案（参考） 1/2000

- ・凡例
- | | | | |
|---|---------|---|------|
|  | ：工事用ゲート |  | ：誘導員 |
|  | ：仮囲い | | |

2) 仮設計画

(1) 計画地の敷地境界線に沿って仮囲い及び車両出入口に工事用ゲートを架設し、工事エリアとして区画することで歩行者の安全を確保するとともに、歩行者の安全確保のほか、隣接する住宅地に対する騒音や粉塵による影響の軽減に努めます。

(2) 通路（道路）に面する仮囲いのコーナー部や工事用出入口の両袖は見通しを確保し、かつ角となる部分には保護材を設置することにより工事現場周辺において事故や怪我の発生を未然に防ぐよう努めます。

(3) 工事に使用する建設機械（重機）は可能な限り低排ガス・低騒音型のものとし、作業時においては近隣住民に配慮して振動や騒音の発生に十分に注意しながら工事を行います。

(4) 現場出入口付近に会社表示板や関連法適合表示板等を設置し、作業主任者や作業責任者を表示します。また注意看板等により危険な箇所や立入り禁止表示を行うことで近隣住民への注意を促します。

(5) 現場出入口に適宜誘導員を配置し、工事車両の誘導を行います。工事車両の出入りが多くなる場合には必要に応じて誘導員を増員して対応します。

※仮設計画図において、建物の位置、または施工計画により変更する場合がございます。

S－1 構造計画

1. 構造計画における基本的事項

1) 基本方針

- ・構造計画においては、児童等が学習・生活の場として1日の大半を過ごすだけではなく、学校開放時や災害時に多数の住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するよう計画します。
- ・学校固有の建物特性、敷地条件及び地盤条件等に十分に留意し、経済性かつ耐久性の高い構造体となるように計画します。
- ・学校運営方針や児童数の変化に柔軟に対応できるよう、できるだけ整形で均等なスパン割にすると共に、最小限の耐震壁をバランスよく連層で配置することにより、将来的な改修に対応できるよう配慮します。

2) 耐震安全性の分類及び目標

- ・本建築物における耐震安全性の区分は、不特定多数の者が利用する公共施設として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示されている【**地域防災計画において避難所として位置づけられた施設（学校）**】より、下記の分類にて計画を行います。

【耐震安全性の目標】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。 重要度係数Ⅰ＝1.25とし、一次設計において地震力を1.25倍とする。 また、保有水平耐力比においても1.25以上を確保する。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動及び落下等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能の確保が図られている。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られている。

3) 校舎及び屋内運動場の構造

【構造種別の比較】

構造種別	メリット	デメリット
鉄筋コンクリート造（RC造）	・学校建築としての歴史が長く、実績も多い ・建物の揺れが小さい ・複雑な建物の形状への対応が可能 ・耐用年数が長い	・建物の重量が大きくなる（基礎工事費に影響） ・躯体工事が天候に左右されやすく、工期に影響を及ぼす可能性がある ・主に鉄筋工や型枠工など、継続的な職人不足が懸念となる
鉄骨造（S造）	・比較的工期を短く設定できる（鉄骨の発注時期に対する考慮は必要となる） ・建物を軽量化できる（基礎工事費に影響） ・ロングスパン（10m超）が可能となる	・建物の揺れが大きい（ブレース構造等とすることで揺れを低減することは可能） ・鉄骨建方時に大型の重機が必要となる ・鉄骨建方時などにおける継続的な職人不足が懸念となる

- ・構造種別は上表より、耐久性が高く、地震時における建物の揺れ及び変形が小さく、かつ敷地の高低差により建物が土圧を受けることも考慮し、剛性の高い鉄筋コンクリート造（RC造）を中心とした躯体構造として計画します。

- ・経済性に配慮し、適切な寸法によるスパン割及び階高を構成します。

- ・大空間となる屋内運動場については、合理的かつ経済的な躯体構造となるよう詳細設計にて検討を行います。

4) 基礎の構造

- ・上部構造と同様に、基礎構造においても耐震安全性の分類をⅡ類とし、基礎及び杭に生ずる地震力に対する安全性を確保するよう計画します。

- ・近隣における地盤調査資料より、基礎形式は上部構造の安全性が確保される杭基礎とします。

- ・近隣地盤調査資料より、建物の支持地盤として十分な耐力を有するGL－20～25m以深の砂層を支持層として十分な鉛直支持耐力を得ると共に、水平耐力の確保が可能な杭を選定します。

- ・上部構造及び杭より伝達される地震や振動のやりとりがスムーズに行われるよう、地中梁の剛性及び耐力を十分に確保します。

- ・計画地内での地盤調査を十分に行い、基礎選定に必要な資料を作成します。

5) 準拠・参考とする指針・基準等

- ・建築基準法、同施行令、告示及び関連法令
- ・官公庁施設の総合耐震・対津波計画基準〔平成25年版〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物の構造関係技術基準解説書〔2020年版〕（一般社団法人 建築行政情報センター）
- ・建築構造設計基準及び参考資料〔令和3年版〕（一般社団法人 公共建築協会）
- ・日本建築学会各規準

E－1 電気設備計画

1. 電気設備計画における基本的事項

「習志野市第2次学校施設再生計画（令和2年3月策定）」及び鷺沼小学校移転建替え基本理念を踏まえ、＜安全性＞、＜環境性＞及び＜メンテナンス性＞に重点を置いた計画とします。
更に、環境への影響やライフサイクルコストに配慮した計画とします。

（1）＜安全性＞への配慮

- 電力設備は電気事業法（昭和39年 法律第170号）、建築基準法（昭和25年 法律第201号）、消防法（昭和23年 法律第186号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（昭和27年法律第53号）等の関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全性が確保されるよう計画する。
- 必要に応じ、幹線や盤等は耐震性を考慮した施工方法として計画する。
- 配電盤は過負荷、短絡、地絡棟の事故が発生した場合、適切な保護が行える形式とし、ネットフェンス等を設ける計画とする。
- 高圧引込電力は児童、学校関係者に危険のない配線ルートを計画する。
- 必要な個所にインターホンやトイレ呼出表示装置を設け、誘導支援を行う計画とする。
- 主に侵入の恐れのある門に防犯カメラを設置する計画とし、内部は機械警備による警戒を行える様に空配管等の敷設を計画する。
- 危機管理課と協議の上、必要に応じて防災無線設備の設置、移設を検討する。

（2）＜環境性＞への配慮

- グリーン購入法に基づき、環境に配慮した物品を優先的に計画する。
- 照明器具は長寿命化、高効率化を図るため、LED器具にて計画する。
また、部屋の用途、作業又は活動を考慮し、学校衛生基準に基づいた照度を計画する。
- 人感センサー等ZEB Readyを考慮した照明制御を検討する。
- エコケーブルやトップランナー変圧器の使用を計画する。
- 太陽光発電設備の設置、及び児童が見やすい箇所に発電状況のモニター設置を検討する。

（3）＜メンテナンス性＞（保守・維持管理）への配慮

- 施設の適切な運用・保守管理が行える設備とし、系統分けが行えるよう計画する。
- 電気室やEPSに必要なメンテナンススペースを設けるよう計画する。
- 将来改修を考慮し、拡張性のある機器の選定、機器増設スペース確保や引込用空配管を検討する。



M－1 機械設備計画

1. 機械設備計画における基本的事項

「習志野市第2次学校施設再生計画（令和2年3月策定）」及び鷺沼小学校移転建替え基本理念を踏まえ、児童や教職員の快適性、利便性を第一とし、設備の安全性、省エネ性、メンテナンス性（維持管理性）、ライフサイクルコスト（経済性）、環境への影響に配慮した計画とします。また、災害時の避難施設としての対応に配慮した計画とします。更に、ZEB（ZEB Ready）化を推進する計画とします。（ZEB=Net Zero Energy Building）

（1）安全性への配慮

- ・日常生活において、設備機器への接触が無いようにする。（機械室の設置、フェンスの設置、など）
- ・選定材料を物理的、化学的に検討する。（強度の確認、発生物質への対応、など）

（2）省エネルギーへの対応

- ・室内環境（温度・湿度）の適正化を行う。
- ・個別化による無駄なエネルギーの節約を行う。
- ・高効率機器・節水型器具を採用する。

（3）メンテナンス(維持管理)性の確保

- ・機器周り空間の確保をする。（機械室スペース、設置位置、など）
- ・機器の運転・監視の集中化を採用する。

（4）ライフサイクルコストへの配慮

- ・再生可能エネルギーの採用により電気・ガスの使用量を削減する。
- ・長寿命機器・材料を採用する。

（5）環境への配慮

- ・設備機器・使用材料の品質・性能を確保する。
- ・設備機器の騒音・振動の対策をする。

（6）災害時の対応

- ・非常用給水装置の設置を検討する。（貯水槽、プールまたは耐震性井戸）
- ・マンホールトイレ設置の検討をする。

1) . 空気調和設備について

（1）空気調和設備

- ・空調方式は、部屋毎の個別運転とし、学校関係者が運転・維持・管理がし易いよう計画する。
- ・高効率の機器を採用し、省エネルギーを図る。
- ・空調設置設備の熱源を、ガス又は電気とした場合の比較検討する。

（2）換気設備

- ・実験室等の局所排気のある部屋は、給気方法や排気位置に配慮した計画とする。
- ・換気扇のみの部屋は、換気バランスに配慮し排気位置の計画をする。

（3）運転管理

- ・空調設備の運転管理は、職員室等で一括管理できるように集中コントローラーを採用する。

2) . 給排水衛生設備について

（1）衛生器具設備設備

- ・大便器は節水型機器を採用する。
- ・小便器は自動洗浄型、洗面器は自動水栓、その他の水栓類も節水対応型を検討する。
- ・衛生陶器、水栓類の形状は、衛生面に配慮した計画とする。

（2）給水設備

- ・当該地域の上水道を管轄する千葉県企業局と協議を行い、校舎棟の配置を考慮した位置から引き込むよう計画する。

（3）排水設備

- ・当該地域の下水道を管轄する習志野市企業局と協議を行い、校舎棟の配置を考慮した位置から排水するよう計画する。
- ・排水方式は屋内分流、敷地内合流を原則として計画する。

（4）ガス設備

- ・当該地域の都市ガスを管轄する習志野市企業局と協議を行い、校舎棟の配置を考慮した位置から引き込むよう計画する。

（5）給湯設備

- ・給湯設備は個別給湯方式を検討する。
- ・給湯機器はヒートポンプ方式や廃熱回収方式のよるエコ給湯器の採用を検討する。
- ・熱源としてガス又は電気の検討を行う。

（6）グラント散水設備

- ・使い勝手や維持管理面において、最適な方式となるように比較検討する。

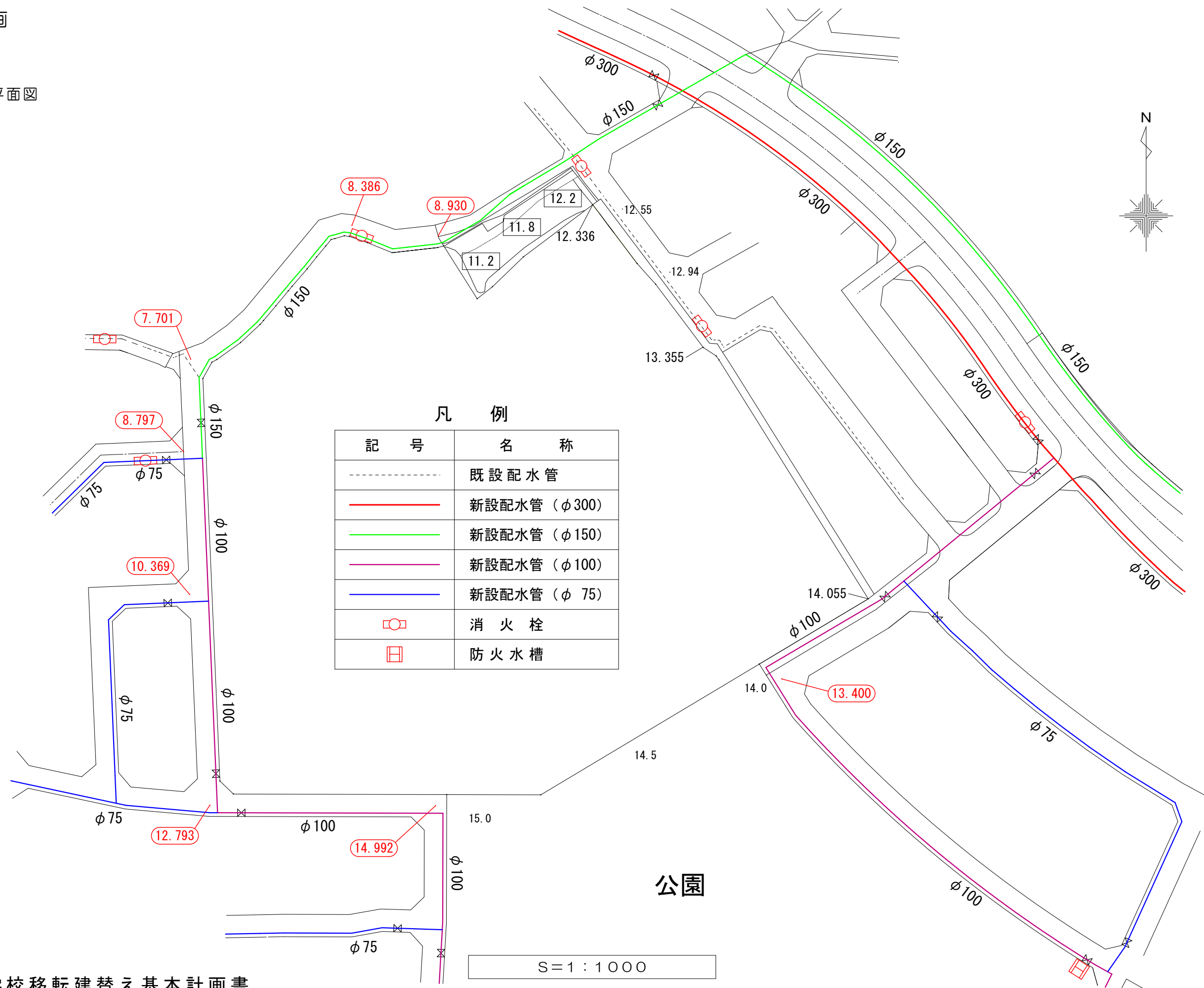
（7）消火設備

- ・当該地域を管轄する習志野市消防本部と協議を行い、消防法による消火設備を計画する。

M-1 機械設備計画

2 インフラ計画図

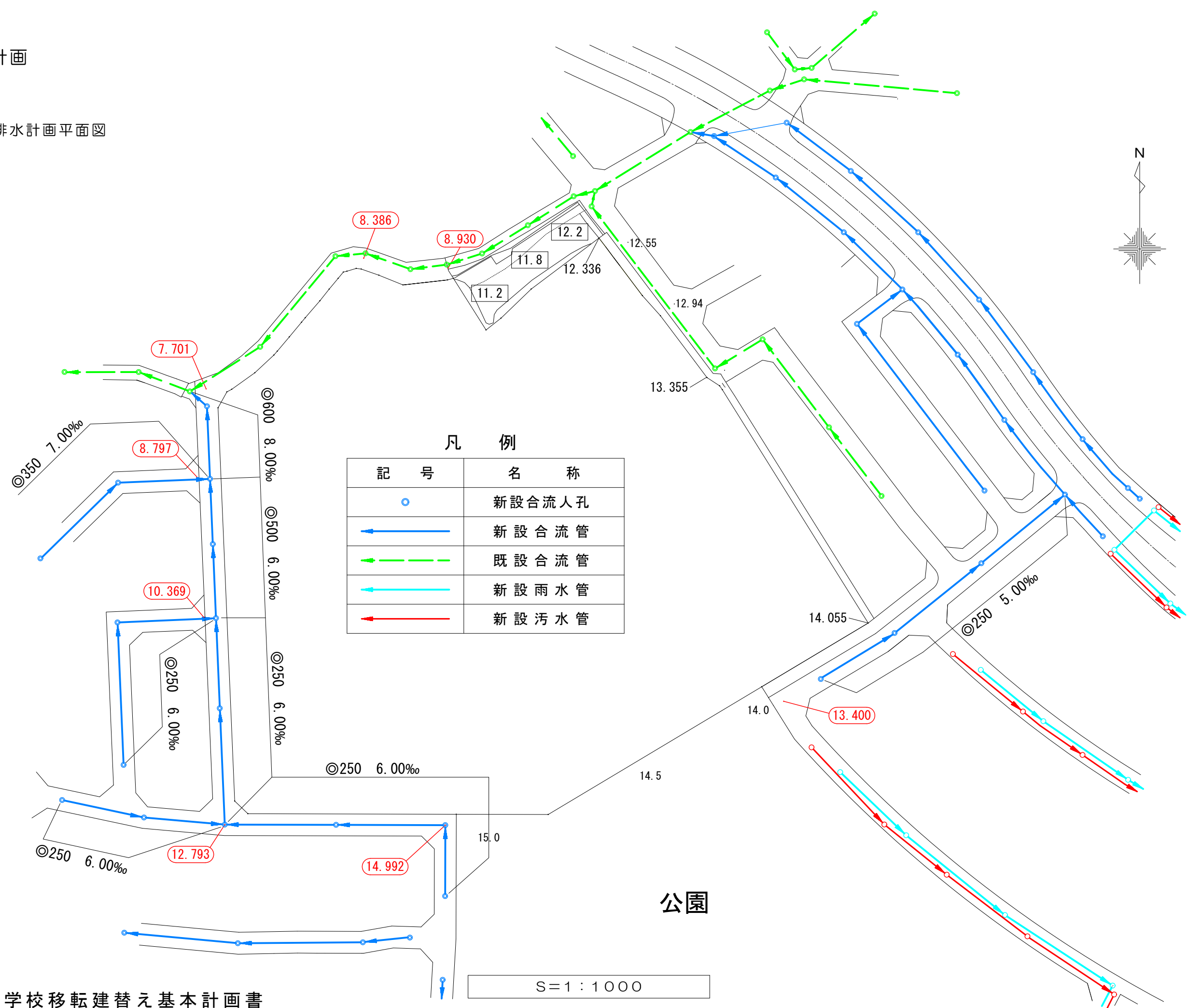
(1) 上水道施設平面図



M-1 機械設備計画

2 インフラ計画図

(2) 合流区域排水計画平面図



M-1 機械設備計画

2 インフラ計画図

(3) 都市ガス配管計画平面図

